

平成28年度

年間 紀要



全国連合退職校長会

全国連合退職校長会 会旗



全国連合退職校長会綱領

われわれは 全国連合退職校長会の設立以来の歴史や活動を継承し わが国の教育の将来を見定め 会員としての自覚と誇りをもって ここに綱領を制定する

- 一 教育尊重の気運を高め 日本の教育の振興に寄与する

- 一 生きがいをもって生涯学び続け 充実した生き方を實現する

- 一 会員の親睦を図り 福利・厚生の拡充に努める

- 一 地域の教育・文化の向上や 良好な環境の形成に尽力する

- 一 関係機関・団体と連携・協力して 活動の発展を図る

平成十六年六月十七日（設立四十周年）制定

全国連合退職校長会教育憲章

われわれは、教育基本法の精神を踏まえ、日本の教育推進の指針として、この憲章を定める。

日本の教育は、個人の尊厳、生命に対する畏敬の念を重んじ、日本人としての自覚と誇りをもち、世界の平和と豊かな文化の創造、人類の福祉に貢献できる心身ともに健康で主体性のある国民の育成を期するものである。

そのために、われわれは、以下に具体的な目標を掲げ、人間育成の具現化に努める。

- 1 人間尊重の精神にのっとり、一人一人が自他を大切にし、心身ともにたくましく生きる力をもつ。
- 2 日本の自然を愛護し、豊かな情操を培うとともに、地球環境の保全に尽くす。
- 3 わが国がはぐくんできた文化や伝統を尊重し、他国の文化への理解を深め、豊かな文化を創造する。
- 4 日本の美しいことばを大切にし、礼節を重んじ、豊かな人間性を培う。
- 5 誠実さや勤勉さを大切にし、勤労の意義と奉仕の尊さを知り、共に生きる喜びをもつ。
- 6 生涯にわたり、向学心に燃え、真理を求め、創造性豊かに主体的に生きぬく力をもつ。
- 7 和の精神と思いやりの心をもち、温かな家庭と心の通い合う地域社会の形成に努める。
- 8 善悪の判断を正しく行い、公共の精神と社会の一員としての自覚と責任をもって社会の発展に尽くす。
- 9 民主的な社会及び国家の形成に努め、国と郷土を愛するとともに、他国と協調して世界の平和と発展に尽くす。

平成22年2月23日制定

はじめに



会長 戸張 敦雄

春の風に舞い始めた“花房山通り^{ひとひら}”の桜の一片とともに、平成28年度の「年間紀要」を会員の皆様へお届けいたします。

本年度の小誌も、全連退本部の5部、2委員会、1局の長の指導の下、少数精鋭の部員・委員の調査、研究、討議の内容や進行しつつある事業の経過等をまとめた紀要であります。

その内容は、全国各都道府県退職校長会（長）のご協力によって得られたデータや意見を読み解き、全連退としての新たな価値を付与したものであります。

嬉しいことに小誌は、文部科学省や中央教育審議会の方々にも読まれ、教育行政の施策等に生かされるなど一定の評価をいただいております。

小誌には、本会の念願である「国民の祝日」としての「教育の日」の制定要望活動の現状や会員・後進の生活の安定・安心に係る記事、全国の会報誌から選んだ優れた実践事例、会員がその推進力になっている生涯福祉活動、及び叙勲受章者数のデータ等も掲載いたしました。叙勲受章者数を見ますと、その数が減少傾向に転じていることが読み取れます。叙勲枠の拡大に努める所存であります。

今年度から新企画、PartⅣ“会員の心のメッセージ”のページを設け、発信！「我が故郷^{ふるさと}からの便り」と、歴史の波に飲み込まれてはならない会員の「貴重な体験記録」を掲載してまいります。

ご期待ください。

全連退は会報（1月1日号）の「年頭所感」に述べましたように、知識を超えた知恵と、心構えを正した工夫を念頭に歩んでまいります。

小誌表紙のレイアウトを含めて会員各位の熟読後のご感想や提言等、お寄せくださることを期待いたしております。

末筆ですが、小誌の企画・編集等にお力添え下さった、白石 裕一、野口 玲子、田中 昭光 の各氏にお礼を申し上げます。

*花房山通り：J R 山手線 五反田駅から全連退本部へ至る線路沿いの通りの名称です。

年間紀要

目次

はじめに	会長 戸張 敦雄	
Part I	全国連合退職校長会本部の年間活動	1
	① 平成28年度の組織・役員	2
	② 教育課題委員会の活動	6
Part II	全国連合退職校長会の調査・研究のまとめ	13
	① 教育振興部の活動	14
	② 社会保障と安心生活情報	25
	③ 第7回教育図書 ¹ の出版を目指して	30
	仮書名「子どもの心を育む学校の力」 —学校と家庭・地域の連携による教育活動—	
Part III	各都道府県のニュース紹介（数団体）	33
	事例1 地方の会報誌より	
	(1) 価値ある生き様と品性	34
	(2) 「日々是発見」	35
	(3) 地域に根ざし、できることへの挑戦	35
	(4) 教育と教養?のおかげで	36
	事例2 双葉の灯を消さないために	37
	事例3 今年 ^{まつみこ} は「松子」の年	38
Part IV	会員の心のメッセージ	39
	「よみがえる熊本」～熊本地震を体験して～	40
	「3・11を忘れない」 「双葉の灯を消さない」を合言葉に	42
	教職のはじまりは学童集団疎開	44
	戦争と平和 ～二つの時代に生きて～	46
編集後記	編集委員	48
	編集後記	48
	編集委員	48

Part I

全国連合退職校長会本部の年間活動

牛飼が歌よむ時に
世のなかの新しき歌大いにおこる

——伊藤左千夫

苦難の時に動揺しないこと。
これは真に賞賛すべき卓越した人物の
証拠である。

——ベートーベン

① 平成28年度の組織・役員

総務部
部長 入子 祐三 章夫 (埼玉県)
清水 野口 玲子
大野 幸男
木山 高美
白石 裕一

設立50周年の記念事業を終えて、新たな気持ちで全連退は51年目を迎えた。会則の目的及び綱領を改めて確認し、全連退の使命を踏まえ、「停滞は後退」と心得て「前へ」を常に心に留め「ヨーソロー」で船出した。

全連退の活動も不易の尊重と、前への新しい追い風によって計画、実行、実現の歩みを続け、存在感の高揚に努めて行くことにした。

教育改革の動向を的確に捉え、情報を速やかに各県退職校長会(団体)へ流し、適切な対応がとれるように努めた。

「初等中等教育課程の基準等の在り方」の答

申から目を離さず、全国組織の校長会の動向を踏まえて全連退としてのパブリックコメントへの参加、ヒヤリングの対応等の力量のアップに心がけた。

文部行政上の課題を受けて、学校現場は実行・実現をはかるために一層の努力が求められている。この実情を踏まえ各退職校長会としては、教育支援に努めた。

平成28年度は、役員改選期でなく、東海北陸・九州地区の副会長2名のみでの交代であった。

常任理事の異動もなく、充実した役員会がもたれ成果をあげた。

平成28年度 役員

〈会長〉 戸張 敦雄

〈総会〉代議員

〈副会長〉

(地区連絡協議会会長)

北海道	永峰 貴 (北海道)(北海道)
東北	大山 明夫 (山形)(青森)(岩手)(宮城)(秋田)(山形)(福島)
関東甲信越	樋浦 晃治 (新潟)(茨城)(栃木)(群馬)(埼玉)(千葉)
東京	多田 丈夫 (東京)(東京)(神奈川)(山梨)(長野)(新潟)
東海北陸	西 輝昭 (福井)(富山)(石川)(福井)(岐阜)(静岡)(愛知)(三重)
近畿	橋本 楯夫 (京都)(滋賀)(京都)(大阪)(兵庫)(奈良)(和歌山)
中国	中原 和昭 (山口)(鳥取)(島根)(岡山)(広島)(山口)
四国	後藤 忠雄 (徳島)(徳島)(香川)(愛媛)(高知)
九州	西平 千治 (長崎)(福岡)(佐賀)(長崎)(熊本)(大分)(宮崎)(鹿児島)(沖縄)

〈理事会〉

(各都道府県(団体)会長)

〈事務局長会〉

(各都道府県(団体)事務局長)

〈常任理事会〉

(都・県会長)

副会長	多田 丈夫 (東京)
副会長	樋浦 晃治 (新潟)
理事(生涯)	吉田 仁 (茨城)
理事	石塚 二郎 (栃木)
理事(広報)	石田 和男 (群馬)
理事(総務)	清水 喜夫 (埼玉)
理事(出版)	三本杉 伸 (千葉)
理事(教課)	大河内武久 (神奈川)
理事(会計)	山縣 永良 (山梨)
理事(教振)	木内 芳則 (長野)

〈部長会〉

(部長・委員長)

総務部	入子 祐三・野口 玲子
教育振興部	大野 幸男 (総)
生涯福祉部	岡野 仁司
広報部	村山 忠幸
会計部	白石 裕一 (総)
教育課題委員会	田中 昭光
出版事業委員会	木山 高美 (総)

※ (総) 総務部兼務

〈監事〉 菊池 成夫 (岩手) 高橋 基 (長野) 面 邦雄 (福井)

〈事務局〉 徳永 裕人 (局長) 中原 慎三 (次長) 佐々木多美子

◎ 文部科学・厚生労働・総務の各大臣へ「要望書」を提出

副会長会 第1日、総会並びに総会宣言を受けて作成した「全国連合退職校長会の概要」に基づく、事業活動の推進を確認した。

副会長会 第2日、全連退戸張敦雄会長は、副会長9名と本部役員6名を伴って文部科学省を訪問し「要望書」を提出した。

続いて厚生労働省、総務省を訪ね各大臣宛「要望書」を提出した。〈会報201号参照〉



文部科学大臣、副大臣、政務官をはじめ、文部大臣経験者、文部科学委員会の委員長・理事・委員を、議員会館に訪ね 各議員に要望内容を説明し協力を要請した。(28.10.1)

〈全連退情報 第144号参照〉

◎ 教育の振興に関する要請活動

平成29年度に向けての「教育の振興に関する要望書」を文教関係議員に対する陳情活動を実施した。

《教育の振興に関する要望書》

日頃から、教育に対し心強いご支援を頂き感謝申し上げます。

次代を担う子供たちの健やかな成長は、すべての大人たちの願いであり、子供たちが全国どこに生まれ育ったとしても、等しく良質な教育を受けられるようにすることは、我々大人、そして国の責務です。教育再生は子供たちの多様な個性・能力を開花させ人生を豊かにするとともに、社会全体の今後一層の発展を実現する基礎です。

そのために、教育を「未来への投資」として重視し、社会総がかりで子供を支え育てていかななくてはなりません。

ここに、全国連合退職校長会は、全国各都道府県退職校長会の会員9万余名の総意として、下記事項を強く要望いたします。

特段のご高配をお願い申し上げます。

要 望 事 項

- 1 計画的な教職員の定数改善により、少人数指導など子供一人一人に目の行き届く指導体制を充実していただきたい。
- (1) 小学校英語の教科化や、実験・学習・実技の多い理科・音楽・体育などの教科につ

いて、全ての小学校で専科指導を進めるための教員定数を確実に確保していただきたい。

- (2) 障害のある児童生徒が通常学級に在籍しながら障害に応じて特別な指導を受ける「通級による指導」を担当する教員や、外国人児童生徒の日本語指導等に対応する教員については、法改正により、対象となる児童生徒数に応じて算定する「基礎定数」に盛り込むことで確実な増員を図っていただきたい。
- (3) 貧困等に起因する学力課題の解消に向けた取り組みの強化及びいじめ・不登校の未然防止・早期対応の強化のため、確実な教員定数の拡充を図っていただきたい。
- 2 優れた資質能力を有する教員を確保するため、教員養成を充実させるとともに、人材確保法を堅持し、教員の服務の特殊性に見合う処遇の維持・改善を図っていただきたい。
- 3 教育尊重の気運を高めるため、本会が提唱・推進してきた「教育の日」が、すでに、全国35都道府県、174市町村に制定されたことに鑑み、国民の祝日として「教育の日」を制定していただきたい。

◎ 国民の祝日としての「教育の日」制定に関する要望活動

「教育の日」の制定を提唱した平成10年以来、全国35都道府県、174市町村に制定された。この実施状況に基づき全国連合退職校長会として、国民の祝日としての「教育の日」制定について、本部や各都道府県退職校長会が国会議員に要望

活動を行った。

我が国が文化国家として誇れる「教育の日」を世界に先駆けて制定し、教育の振興と平和に貢献できることを願っている。

《国民の祝日「教育の日」制定のお願い》

私ども全国連合退職校長会は、昨年50周年を迎えた組織で全国47都道府県の幼稚園長、小学校長、中学校長、高等学校長、特別支援学校長等の退職者約9万余名が加入し、校園長OBとして教育関係機関・団体と連携協力して教育の振興に寄与するとともに会員及び後進の生活の安定・安心に資する活動を行っております。

さて、国は教育振興を最重要課題として掲げ、鋭意諸政策を推進され、教育改革の実を上げつつありますが、さらに、教育立国日本の意識を国民全体に浸透していくことが重要と考えます。

そこで、全国連合退職校長会として、平成10年以降、広く国民の間に「教育の気運を高め、国民挙って教育の振興を期する日」として「教育の日」を制定するよう、各都道府県

退職校長会に対し、各自治体に働きかけを依頼してまいりました。その結果として、現在全国35都道府県、174市町村で制定されました。

また、この実施状況に基づき、文部科学大臣に全国連合退職校長会として、国民の祝日としての「教育の日」制定をお願いしているところでもあります。

世界で「教育の日」を制定している国は未だ無いように聞いておりますが、我が国が文化国家として誇れる「教育の日」を世界に先駆けて制定し、教育の振興と平和に貢献できるよう切に願っております。

ここに、私ども全国連合退職校長会会員の総意をもって、国民の祝日として「教育の日」制定にご尽力賜りますようお願い申し上げます。次第です。

◎ 文科省初中局長との教育懇談会

文部科学省初等中等教育局視学官長尾篤志氏が初中局長代理を務め「当面する教育行政の課題」について解説を聴取。教育改革実行会議からの「9つの提言」実現に向けての諸課題について話し合いを行った。また、「今後の学制等の在り方」「アクティブ・ラーニングについて」等について討議した。(28/8/22)

〈会報第202号参照〉

◎ 全国事務局長会 開催

平成28年10月6日に理事会の代わりに事務局長会を開催した。情報交換及びグループ別話し合いがもたれた。「期待感が持たれ、存在感のある退職校長会を目指す活動・実践事例」についての意見を交換した。

〈全連退情報 第145号・会報第202号参照〉

◎ 教育関係23団体全国集会

「教職員定数の改善を求めるアピール」を採択し、政府及び関係国会議員に対し、計画的な教職員定数の改善や教育関係予算の拡充を要請する。この趣旨のもと全国集会が開催された。本会も一団体として参加した。

文部科学大臣をはじめ、衆・参各政党の文教関係国会議員の多数の方々に参加し、教育の振興、教員の多忙化解消のための法改正による教職員定数改善の必要性が強調された。

時宜を得た力強い大会アピールの採択がされた集会翌日以降、23団体が手分けして関係機関に要請活動を精力的に行った。(28/11/1)

〈全連退情報 第146号参照〉

◎ 中央教育審議会初等中等教育分科会
教育課程企画特別部会で意見発表

次期 学習指導要領等に向けたこれまでの審議のまとめに関する意見を特別部会の要請で意見を陳述した。

〈主な意見〉

- 1 「教育は未来への先行投資である」と心得、義務標準法を改正して思い切った計画的な教職員定数の改善により、子供一人一人に目の行き届く指導体制を充実する。
- 2 「深い学び」を実現する授業改善の視点であるアクティブ・ラーニングの実践には、これまで以上の教員の創意工夫と指導力の向上が必要である。そのための校内研修や校外の研修に参加できる体制の整備を図る。
- 3 優れた資質能力を有する教員を確保するため、教員養成を充実させるとともに、人材確保法を堅持し、教員の服務の特殊性に見合う給与等、処遇の維持・改善を図る。(28/10/17)
〈全連退情報 第145号参照〉

◎ 教育行政の動向・提言に注目し、各都道府県退職校長会は、教育環境の整備に協力・教育支援活動を展開

- 1 いじめ問題等への対応支援について、地域退職校長会としての在り方が検討された。
- 2 教育委員会制度の改正に伴い新たに設置される総合教育会議の権限と責任の在り方について、注視するよう呼びかけを行った。
- 3 学制等の在り方の見直しの提言があったが、現場に混乱が生じないように留意した。
- 4 これからの時代を見据えた教育内容・方法の革新提言があったが、研修の必要性を強調、OBとしての支援を強化・努力する。
- 5 教育立国実現のための投資・教育財源の在り方の提言については、賛意を表明した。
- 6 「次世代の学校」の指導体制の整備実現についての推進は、創生プランが重要である。各退職校長会は、支援体制の検討を進める。

◎ 各都道府県（団体）退職校長会概要の合本概要集の作成

各退職校長会は、組織、活動目標をはじめ特色ある事業計画を中心に要覧の形（A4版2頁）でまとめたものを本部に提出し、合本して「概要集」として作成した。

各県（団体）それぞれに、期待感がもたれ、存在感のある退職校長会の姿が見えるものである。合本を増刷し各退職校長会に送付して、活動の参考に供することにした。

◎ 「活躍する退職校長会—子ども、教師、地域を支える」の〈教育新聞〉連載企画に協力…期待感・存在感のある活動の実状を披露

〈趣旨〉

全連退を構成する都道府県退職校長会（52団体）の活動やその存在意義等が、教育界のみならず広く社会に周知される好ましい企画であるとの役員会（常任理事会・副会長会）の賛意をうけて、教育新聞社の連載企画に協力することにした。

〈執筆要項〉

〈原稿〉1600字以内で、関係写真1葉
用紙は自由、文章は、敬体（です。ます。）

〈掲載回数〉月2回（2団体）

〈原稿の締め切り日〉

前半の団体は、掲載前月の1日
後半の団体は、掲載前月の15日

〈執筆順〉

28. 7	長野県、	京都府、
28. 8	熊本県、	石川県、
28. 9	北海道、	広島市、
28.10	東京都、	大阪みおつくし会
28.11	福岡小、	静岡県
28.12	秋田県、	島根県
29. 1	徳島県、	群馬県
29. 2	兵庫県、	沖縄県
29. 3	山口県、	宮城県

※次年度以降への繰り越し事業とする。執筆順は、当初の割当によって継続する。

高等学校における「高等学校基礎学力テスト」(仮称)の導入を視野に 高等学校教育のあるべき姿について

はじめに(背景)

高等学校教育の現状は、ほぼ全ての生徒(中学校卒業生約98.5%)が様々な選抜方法を経て多様な設置形態の高等学校に進学している。高等学校では、生徒の興味・関心、能力・適正等の多様化に対応し、学科の新設、教育課程の工夫を進め資質・能力や高い専門性の育成を目指し、各校の特性に基づいて活動している。

高等学校で学ぶ生徒は、グローバル化・多様化の進展、産業構造や就業構造の転換、生産年齢総人口の急減、地方創生への対応等、大きな社会変動の中で自立して逞しく生き、社会に貢献するために必要な資質能力を身に付けることが求められる。

その身に付けるべき力(学力の3要素)は

- 生きて働く知識・技能
- それらを基礎にして答えが一つに定まらない問題に自ら解を見いだしていく思考力、判断力、表現力等の能力
- 主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度や意欲

である。これらの力は、現行の学習指導要領に基づき小学校から高等学校までを通じて実践されている。その一方で、「学力の3要素」を踏まえた指導が浸透していないという不信や高校生の学ぶ意欲が低く基礎学力が習得されていない等の課題が指摘され、義務教育段階の学び直しをしている現実もある。これらの状況を踏まえ、高等学校の教育改革を行い教育の役割と責任を果たすことが問われている。

その改革は、三つの観点

- 教育課程の見直し(教科・科目等の見直し)
- 学習指導方法の改善と教員の指導力の向上

- 多面的な評価の推進(学習評価の在り方の見直しや指導要録の改善)

から、高等学校の教育改革を推進していく方針である。

この改革に関連付け、多様化した高等学校における「質的充実」に向けた取組への転換を目指し、各高等学校の特性に応じた魅力ある学びを提供するなどの仕組みを構築するとともに、生徒の基礎学力の定着状況や学習状況等を全国的な視野で把握し、学校現場におけるPDCA(Plan-Do-Check-Action)サイクルの構築を図ることをもって、高等学校教育全体の質の確保・向上を実現する。以上の改革の推進のために、高大接続システム改革会議において審議し「高等学校基礎学力テスト」(仮称)の導入を決定している。

本委員会では「高等学校教育の現状」等の資料を提示し、会員みなさんに現状理解を促すとともに、各都道府県退職校長会長から頂いたアンケートの回答を基に研究・討議し、小中学校への影響についても考えながら明らかになった内容を報告し、高等学校教育の改善に役立つことを期待し取り組む。

I. 高等学校教育の現状

現在、ほぼすべての子供たちは自己の個性や特性を伸ばし、将来社会で自立して生きる力を身に付けるために高等学校に進学している。設置者は一人一人の多様な進路希望に応じ、適切な教育活動ができるよう多様な形態の高等学校を設立し、学習指導要領の定める目的・目標を達成すべく教育活動を行っている。

(1) 高等学校の現状（平成27年度 文部科学省・学校基本調査）

① 高等学校への進学率

昭和25年	昭和49年	平成27年
42.5%	90.8%	98.5%

* 高等学校への進学率は着実に向上

② 高等学校の学校数

昭和50年	平成2年	平成20年	平成27年
4,960	5,518	5,323	4,939

③ 高等学校の生徒数

昭和55年	平成2年	平成15年	平成20年	平成27年
約475万人	約579万人	約400万人	約355万人	約358万人

④ 高等学校の学科数

	普通	商業	家庭	工業	農業	水産	看護	福祉	情報	総合	その他	計
昭50年	3,586	1,126	856	736	581	53	159				222	7,319
平27年	3,797	655	277	542	307	42	94	98	29	356	542	6,746

⑤ 中高一貫教育学校の推移

	平成12年	平成18年	平成20年	平成27年
中等教育学校	4	27	36	52
併設型	10	100	222	459
連携型	3	76	79	84
計	17	203	337	595

⑥ 高校の現役進学率・就職率

大学等	専修学校
54.5%	16.7%
就職	その他
17.8%	11.0%

(2) 高等学校の学科

- ① 普通科 国語、地理歴史、公民、数学、理科、保健体育、芸術、家庭、情報の各教科を中心に学習する。各教科は、更にいくつかの科目に分かれている。学校が定めた教育内容に従い、定められた科目や自分で選択した科目を学習する。大学・短大・専門学校への進学や就職など、幅広い進路に対応する。
- ② 商業科 経理、情報処理などの商業の分野や国際化に対応する分野で活躍できる人材の育成を目指して、専門的な知識や技術を身に付ける。
- ③ 家庭科 家庭生活に関する専門的科目の学習を行うことにより、衣食住、保育、看護や介護などの知識や技術を身に付ける。
- ④ 工業科 工業の各分野で活躍できる技術者の育成を目指して、専門的な知識や物づくりの技術・ハイテク技術などを身に付ける。
- ⑤ 農業科 農業の各分野で活躍できる技術者の育成を目指して、農産物の栽培や飼育を通し、自然に親しみながら専門的な

知識やバイオテクノロジーなどの技術を身に付ける。

- ⑥ 水産科 水産や海洋の各分野における生産や流通環境などに関する基礎的な知識と技術を習得する。
- ⑦ 看護科 看護に関する基本的な知識と技術を習得する。
- ⑧ 福祉科 各種福祉施設、病院、保育園などで実習や体験学習を行いながら人間尊重の精神をしっかりと身に付け、社会の援助者として行動できる人材を育成する。
- ⑨ 情報科 高度情報通信社会の諸課題を主体的、合理的に解決し、社会の発展を図る創造的な能力と実践的な態度を育てるため、情報の各分野に関する知識と技術を習得する。
- ⑩ 総合学科 普通科目から専門科目まで幅広い選択科目の中から、自分の特性や進路希望に合った科目を選択し、系統的、専門的に学習する。自分の生き方や将来の進路を考える「産業社会と人間」という総合学科独自の科目を全員が学習し、選択科目に生かす。

- ⑩ その他 科学技術科、デュアルシステム科、ビジネスコミュニケーション科、産業科、芸術科、体育科、国際科、併合科（農林・家政、農業・家政、園芸・家政、普通・商業、普通・農業などの併合）など

Ⅱ. 「高等学校基礎学力テスト」(仮称)の制度設計のポイント(概要)

1. 制度設計の目的

- ① 「義務教育段階の学習内容を含めた高校生に求められる基礎学力の確実な習得」と「高校生の学習意欲の喚起」に向けて、高等学校段階における基礎学力の定着度合いを把握・提示できる仕組みを設ける。

それにより、生徒の基礎学力の習得と学習意欲の向上を図るとともに、学校が、客観的でより広い視野から自校の生徒の基礎学力の定着度合いを把握し、指導を工夫・充実する。

設置者等が基礎学力定着に向けた施設の企画・立案や教員配置、予算等を通じた学校支援の実施に取り組むことを通じ、高等学校教育の質の確保・向上のためのPDCAサイクルを構築する。

- ② 国は、基礎学力テストの実施を通じ、高校生の基礎学力の定着状況や学習に関する状況等を全国的な視点で把握し、その結果を設置者等へ提供すること等により、PDCAサイクルを構築する。

2. 具体的事項

- ① 対象教科・科目

- ・円滑に導入する視点から、平成31年度の実施時期からは国語、数学、英語で行う。
- ・平成35年度以降は、新学習指導要領における必修科目を踏まえた教科・科目の構成とする。(現行の履修科目 国語、地理歴史、公民、数学、理科、英語)

- ② 問題の内容

- ・「学力の3要素」のうち、基礎的な「知識・技能」を問う問題を中心としつつ、「思考力・判断力・表現力」を問う問題をバランスよく出題する。
- ・結果から、平均的な学力層や学力面で課題のある層における基礎学力面の定着度合い

をきめ細かく把握することができるように出題する。

- ③ 出題・解答・成績提供方式

- ・難易度の設定に留意し、「選択式」や「記述式」など多様な解答方式を導入する。
- ・C B T (Computer Based Testing) の導入については、学校内に設置されているコンピュータを活用する方式をベースに検討する。
- ・I R T (Item Response Theory) の導入については、指導の方法・充実のために問題等の公表が期待されることも踏まえつつ、更に詳細に検討する。
- ・本人の基礎学力の定着度合いを段階表示で提供(学校単位で受検する場合は、当該校に対して各生徒の結果を提供)するとともに、都道府県に対して管内の結果を提供する。

- ④ 実施回数・時期・場所

- ・高等学校における指導の工夫・充実に資するよう、各高等学校の科目履修の進捗状況を踏まえながら、教育課程編成や学校行事等を勘案しつつ、学年や時期、教科・科目等に関し、学校または設置者において判断できる仕組みとする。
- ・テスト時間 1科目50~60分
- ・学校単位で受検する場合には、当該学校で実施、個人で受検する場合は、高等学校や公の施設での利用などを含めて検討する。

- ⑤ 受検料

- ・今後検討(1回当たり数千円程度)する。

- ⑥ 結果活用の在り方

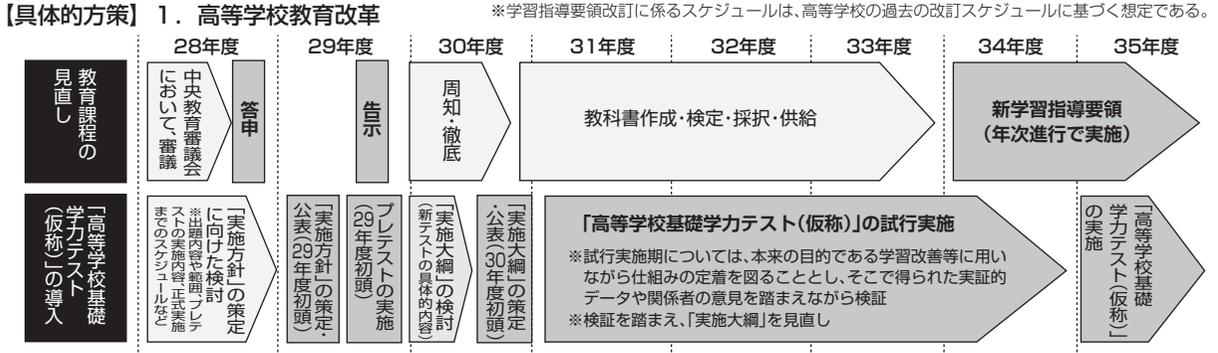
- ・生徒自身による学びの質の向上や、各学校における指導の工夫・充実に生かすとともに、国や設置者における教育施策の改善に生かす。
- ・31年度から34年度の「試行実施期」においては、大学入学者選抜や就職等には用いず、本来の目的である学習改善等に用いながら、その定着を図ることとし、そこで得られた、実証データや関係者の意見を踏まえながら検証を行い、必要な措置を講じる。35年度以降の大学入学者選抜や進学・就職等への活用方策については、仕組みの定

着状況やメリット・デメリットを十分に吟味しながら、関係者の意見を踏まえ、更に検討する。

⑦ 民間事業者の活用

- 基礎学力テストの趣旨・目的を達成していくための民間団体との効果的な連携の在り方について、安定性、継続性等の確保を図りながら具体化する。

高大接続システム改革のスケジュール（案）



Ⅲ. 「高等学校基礎学力テスト」(仮称)の導入と高等学校のあるべき姿に対する各都道府県退職校長会長からの主な意見

以下は、「高等学校基礎学力テスト」(仮称)

の導入によって生ずる高等学校、義務教育学校の教育活動への影響や課題についての全連退からの設問（自由記述）に対し提出された意見（52団体）の視点である。

1. ほぼ全ての子どもたちが学ぶ高等学校において、基礎学力の定着度合いを把握し学習意欲の喚起のため、「高等学校基礎学力テスト」を導入することについて

① 導入することに賛成である	13団体	25.0%
② 導入することに賛成だが、懸念される課題がある	8団体	15.4%
③ 導入することに反対、懸念される課題がある	23団体	44.2%
④ 意見なし	8団体	15.4%

(1) 主な賛成意見

- 「基礎学力テスト」の実施により、生徒の基礎学力の定着度合いの実態を把握することができる。
- 学校は基礎学力（学力の3要素）の定着度合いを把握することにより、基礎学力の向上のために、教育課程の見直しや指導方法の改善に生かすことができる。
- 基礎学力テストの結果を活用し授業内容・方法の改善により生徒の学習意欲を喚起するとともに、高校教育の質の確保・向上を図ることができる。
- 多様化した高等学校において、全ての教科学習の修得に基礎学力の質的充実が重要である。基礎学力の定着度合いを把握し全教科の学習に活用することができる。

- 基礎学力テストの結果を設置者等に提供することにより、基礎学力定着に向けた施策の企画・立案や教員配置、予算等の学校支援の取組が期待できる。
- 生徒自身が基礎学力の向上を目指し、学習に取り組むことが期待できる。

(2) 主な反対意見及び懸念される課題・要望について

- 高等学校入試において基礎学力の定着度は把握されているので、基礎学力テストの導入は必要ない。
 - テスト結果によって基礎学力ばかりに力点が置かれ、各種の高等学校の学科の学習活動に影響することが懸念される。
 - 学習指導がドリル中心になり、アクティブ・ラーニングなどの授業改革をするこ

とを疎外する恐れがある。

- 生徒の学習意欲の喚起は、各学校の生徒の興味関心に応じた教育計画による。
 - ・テストの導入は生徒の学習意欲の喚起にはならない。
- 生徒の学力、能力、意欲、態度は多様で、高等学校種によって教育目標が異なるので、教科型の学力テストのみで良いのか疑問である。
 - ・知識・技能だけではなく、思考力・判断力・表現力などを把握できる問題の作成、各種の高等学校や学科の独自性・多様性を考慮する。
 - ・多様化している校種ごとの質的充実や特性に応じた学習内容の弾力化を重視する。
- テスト結果の公表により、高等学校の序列化、固定化、選別化が生じる恐れがある。また、学校間の学力差を助長し、競争をおおる要因になる。
 - ・学習改善や指導改善に活かせる結果の公表ができるのか、疑問である。
- テストの結果を大学入学者選抜や就職採用に利用すべきではない。
- 大学進学希望者にとっては、基礎学力テストと大学入学希望者学力評価テストと重複し負担増が懸念される。
 - ・高等学校の質の向上のためのテストならば、受検生の受検料負担は疑問である。保護者の理解が得られない。
 - ・学校・教職員の多忙化、生徒の負担が増える。
 - ・高等教育の改善のためには、テストの導入ではなく、人的・物的措置等教育条件の整備・充実に関わる諸施策を講じることが必要である。

2. 「高等学校基礎学力テスト」の導入による小・中学校に与える影響

- 基礎学力の定着に一層取り組む良い方向性が得られると評価する意見がある一方、多くは以下のような懸念材料として影響があるという。

知識偏重から、義務教育段階への責任転化、「総合的学習の時間」に関連し、体験的な学習的内容の見直し、中学校における進路指導

の資料として「高校の序列化」に使用、小学校で教科化される英語の指導への影響などが懸念されるという意見が多かった。また、今後、中高一貫校、中等教育学校等の増加が進めば、影響は一層明らかになるのではという意見もある。

- 次期学習指導要領等の目指す、身に付けるべき学力の「三要素」は、小中学校の「指導要録」における評価（観点別学習状況）の内容に沿うもので、「関心・意欲・態度」「思考・判断」「技能・表現」「知識・理解」を具体的に述べたもので、学校教育法第30条第2項に定める学校教育において重視すべき三要素を改めて示している。過去数回にわたる学習指導要領の改訂の折りに「指導と評価の一体化」を進めるなかで、小中学校では徹底して取り組んだ経験から、十分な成果を得られている。

3. 多様な高等学校教育について、あるべき高等学校の姿について

- (1) 生徒に関すること
 - 生徒にとって魅力が感じられる高等学校にすべきである。日本を背負って立つ若者を「未来の投資」として社会総掛かりで支え、育てていくという体制の確立を図っていくこと、これができれば魅力ある高等学校はすぐにもできる。
 - 各高等学校においては、基礎・基本を踏まえた応用能力や汎用能力を持った有為の人間の育成を重視する。
 - 各高等学校において特色ある教育を展開する。とくに、指導方法はアクティブ・ラーニングを大幅に取り入れた学習形態を実践する。
 - 多様な高等学校では生徒の学力差はあるが、希望と夢を持って学習し社会で逞しく生きていく教育の充実が必要である。
 - 一人一人の生徒が自分の将来を夢見て、進学や就職と結びつけ、生涯学習としての位置付けができる体制の構築が必要である。
 - 身に付けるべき三要素を重視し、人権の尊重や人命の大切さなどを強力かつ丁寧な指導する。
 - 変化する社会に対応できる人材の育成の

ため、「社会的に取り組む力」「自ら課題をみつけて解決する力」「自己管理能力」の育成が必要である。

- 学習活動や部活動やボランティア活動等ができる学校運営が求められる。
- (2) 高校の多様性に関すること
 - 多様化への対応が重視される高等学校の特色ある教育が望まれる。
 - 各種の高校がその特性に基づいて興味・関心・能力・適性等に応じた多様な教育を推進する。
 - 専門的な技術や技能を育成する高等学校は、専門教科の充実を図ることが重要である。新入生の実態を踏まえ学校独自の教育方針やカリキュラムを研究工夫し、各高等学校が独自に基礎学力を把握する方法を工夫する。
 - 生徒の興味・関心、進路希望などに対応した多様な高等学校が望まれる。さらに、通学区を見直し、生徒の学校選択の拡大を図る。
 - 時代に対応した特色ある学校づくりをする。何のために、何を学ばせ、どこで学ばせるかなどを検討する。地域の期待やニーズを意識して学校の特色化を進める。
 - 社会の変化に対応し教育も常に変化していく。変化する社会に対応できる人材の育成のため、「社会的に取り組む力」「自ら課題をみつけて解決する力」「自己管理能力」の育成が必要である。
 - 各種の高校は社会の変化に柔軟に対応す

る特色化が必要である。学校教育における不易を大切にしながら、科学技術の発展とグローバル化の進展を見据えて、絶えず、自己変革をすることが可能な高等学校とすべきである。

- 将来を見据えた「生きる力」「確かな学力」を身に付けさせるために、各高等学校の特性に応じた「魅力ある学び」を提供することが必要である。生徒の基礎学力の実態を踏まえた学校種に合った教育課程を工夫するとともに、学習意欲の向上をめざして質的改善を図り、各高等学校の特色をさらに打ち出すことが必要である。
- (3) 教育条件の整備に関すること
 - 信頼される高等学校づくりが基本である。生徒とじっくり向き合える時間（生徒指導、進路指導など教員の本務に専念できる時間）の確保をする。
 - 教員の多忙化を解消するため教員の配置を充実する。
 - 全ての中卒者が高等学校へ進学している現状から、高等学校も義務教育とする必要がある。
 - 高等学校の授業料は無償とする。
 - 各高等学校の特色ある教育を推進するため、教職員の採用の在り方を改革し、生徒の基礎学力の向上と個性の伸長を推進できる教職員を採用する。
 - 多様な高等学校の特色を推進するため施設・設備の近代化等、教育環境の整備充実を図る。

研究のまとめ

教育課題委員会では、文部科学省や教育委員会、学校現場から関係資料の収集、各都道府県退職校長会長へのアンケート調査などを基に研究・討議を積み重ね、次のように見解をまとめた。

(1) 「新たな高等学校基礎学力テスト」(仮称)を導入について

現在、各高等学校においては、入学してくる生徒の進路の希望等に応じて多種の学科を設置し、学習指導要領に基づいて特色ある教育活動を推進している。また、各高等学校の教育課程に共通する必修教科目の学習において、高校生として身に付けるべき基礎学力の定着に努め、定期考査や平素の学習活動を通して生徒の学習状況を評価し、学力向上や学習意欲の喚起にも努めている。

このような現状にもかかわらず、「学力の3要素」を踏まえた指導が浸透していない。高校生の学ぶ意欲が不十分である。義務教育の段階の学び直しをしている現実もあるなどの課題が指摘され、その解決の一施策として「高等学校基礎学力テスト」の導入が検討されている。

「高等学校基礎学力テスト」の導入に当たっては、この10年間、文部科学省が実施してきた

「小・中学校全国学力・学習状況調査」(別表)と同じように、高等学校教育の充実・向上を図る観点から、「生徒の基礎学力の習得と学習意欲の向上」「学校の指導の工夫・充実」「設置者の学力向上に向けた施設・設備、教員配置、予算等を通じた学校支援」を目的とし、大学入学者選抜や進学・就職等に活用するのではなく、学校単位、受検料は無償で、各高等学校の教育課程に位置付けて実施することが望ましい。

なお、本施策の実施に当たっては、高等学校間の学力差・序列化等の誘因とならないように留意するとともに、その内容(教科や科目)、実施時期など、生徒・教職員に過度な負担が生じないような配慮が必要である。

(2) 高等学校のあるべき姿について

高等学校教育においては、小、中学校の教育の成果をさらに発展拡充させ、一般的な教養や専門的な技能を身に付けるとともに、自己実現を図り個性に応じて進路を決定し、国家及び社会の有益な形成者として必要な資質を養うことが求められている。

科学技術の進歩やグローバル化が加速する社会の中で逞しく生きていくためには「確かな知識や技能、思考力・判断力・表現力・協働して学ぶ態度」(学力の3要素)などの資質・能力の育成が必至であり、次期学習指導要領の改訂は、その基本理念である「主体的、対話的で深い学び」(いわゆる、アクティブ・ラーニング)の実現を通してこれらの資質・能力の育成をねらいとしている。

次期改訂は、小、中、高等学校の教育課程を一体的に見直して大学につなげるもので、中でも高等学校では地理歴史科目の再編による「歴史総合」「地理総合」などの新設、「理数探索」「総合的な探究の時間」などの探求的な学習を拡充する科目が創設される。

多様化している高等学校においてアクティブ・ラーニングを実践するには、これまで以上に各学校の特性に応じた教育課程の工夫・改善、並びに教員の創意工夫と指導力の向上が必至で、「カリキュラム・マネジメント」の力量や授業改善、教材研究、学習評価など教員研修の充実、人材や予算、施設・設備の改善などが不可欠であり、今後の国、地方自治体の取組に期待している。

なお、中学校卒業生の98.5%が進学している高等学校の実態から、義務教育にすべきとの教育制度に関わる意見もあり、今後一考を要する課題と考えている。

[別紙]

「小・中学校全国学力・学習状況調査」の実施状況

【調査の目的】 教育基本法第16条第2項に定める全国的な教育の機会均等と教育水準の維持向上を図る観点から、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握し、分析を行い、教育施策及び教育指導の成果と課題の検証や、その改善を図る。

【調査の内容・方法等】 小学校第6学年・中学校3学年の「国語」「算数(数学)」「学習・生活の状況」について各学校の教育課程(3単位時間分)に位置付けて毎年実施(今年度で10年目)

【調査結果の通知等】 文部科学省から各県教委、当該教育委員会を通じて各学校に通知。公表については、測定できるのは学力の一部であり、序列化や過度な競争が生じないよう配慮している。

【調査結果の活用】(東京都台東区の例)

- ・調査結果を分析し、自校の課題や目標を導き出し、授業における具体的な改善策を検討する。
- ・区独自の学力調査の結果も考慮して学校ごとに『授業改善推進プラン』を作成し、区教育委員会に提出、保護者にも説明、公表(HPなど)する。
- ・学校の全教員は『授業推進プラン』に基づいて日々の授業の工夫・改善に努めている。併せて、「学習・生活状況等の調査」と学力の関係を分析し、児童生徒理解や教育指導に活用している。

Part II

全国連合退職校長会の調査・研究のまとめ

街をゆき子供の傍を通る時
蜜柑の香せり冬がまた来る

——木下利玄

上に交わりて諂わず、
下に交わりて驕らず

——法言

① 教育振興部の活動

教育振興部

部長	大野 幸男	(長野県)
部員	木内 芳則	
	荻原 武雄	
	河原 敏子	
	滝澤 利夫	
	袋岩 正子	
	柳瀬 修	

I 始動した「総合教育会議」への期待（調査研究）

地教行法改正により、昨年度から各都道府県・市町村に設置された「総合教育会議」の主な実施内容と各退職校長会の対応について、調査の結果を以下の通り報告します。

問1 貴県の「総合教育会議」についてお尋ねします。

(1) 担当部局について

「県には都道府を含む、()は昨年度」

- ①知事部局関係 30県(17)
- ・総合政策部・総務部総務課・震災復興政策課・政策調査課・知事直轄政策審議室
 - ・総務部学事課・総合政策課・知事政策局総合教育会議担当・総務部財務課・総合教育会議担当・政策企画課・企画調整部
 - ・統括本部政策課・行政企画課・総合政策部文化文教課・総務私学課・学事法制課
 - ・教育振興課 その他

- ②教育委員会関係 13県(11)
- ・教育政策課・総務課・教育政策課・教育対策課・総合教育会議担当・教育政策課
 - ・教育総務課企画室・管理部経営企画担当
 - ・教育総務課・学事振興課・総合教育課
 - ・総務部教育政策課 その他

②その他 1県(13)

- ・担当部局は不明

*担当部局によって会議の主導が知事側か教委側かがある程度推測できる。しかし、この制度は始まったばかりで取り敢えずの担当もあり、今後の定着をみる必要がある。

(2) 年間スケジュールについて

①27年度の年間実施回数

- 1回が5県、2回が13県、3回が3県、4回が5県、5回が2県、6回が2県、

7回が1県、11回が1県

②28年度の年間実施回数（予定を含む）

- 1回が5県、2回が12県、3回が4県、4回が3県、5回が1県、6回が1県、11回が1県

・全く未定が5県、一部未定が11県

・回数減の県、6回→3回 1県

5回→1回 1県、7回→4回 1県

*27年度と比較すると回数減や計画未定が多かったが、昨年度に概ね審議の核になる「教育大綱」が策定されたためと考えられる。

(3) 広報活動について

○県ホームページ活用 全県

○その他、新聞報道、県の広報誌の活用

効果や問題点について

○県民がホームページでいつも正確な情報が得られる。

○一般県民へのPRはまだ不十分だが、教育に関心を持つ人や地域活動担当者には浸透しつつある。

○HPにアクセスできない市民対応に問題。

○関心を高めるために即時性をもつマスコミ対策を講じたい。

○現段階では担当部局に県民からの意見や問い合わせはない。

○県民への周知は限定的であると思われる。

*全県とも広報としては、ホームページを活用しているものの「総合教育会議」の制度そのものへの周知が今一つで、全体として県民の関心度が低いことがうかがえる。

問2 「総合教育会議」の内容についてお尋ねします。

(1) 平成27年度の主な検討議題について

- 「総合教育会議」の運営について
- 県の「教育大綱」の策定について
- 他に人材の育成（5県）、学力向上（5県）、就学支援・子供の貧困対策（5県）、有識者との意見交換（3県）

*会議の運営要項や教育大綱は基本となるだけに、概ね全ての県で実施されており、特に教育大綱は複数回で検討された県も多い。

(2) 平成28年度の主な検討議題について

- 「教育大綱」の具現について（9県）
- 新教育振興基本計画策定について（4県）
- 28・29年度の教育重点施策について（4県）
- 学力向上・生活習慣について（5県）
- 子供の貧困対策について（6県）
- いじめ、不登校対策について（5県）
- 学校・家庭・地域の連携について（3県）
- 他に・教育のグローバル化対応 ・主権者教育 ・科学技術振興計画 ・子供の生命安全に関する問題 ・高校教育の活性化 ・子供の体力向上・子供主役のスポーツ ・コミュニティ・スクールの問題 ・学校教育の現状と課題 ・IT教育の問題 ・食育の充実問題 ・子供の性被害対策問題 ・道徳の教科化問題 ・障害児の支援教育 ・消費者教育への取り組み ・離島、へき地教育の推進など

*「総合教育会議」の議題は、運営方法や教育大綱の策定は当然ながら、他の議題は各県の実情に即して多岐にわたっていることが認められた。

問3 傍聴または公表された内容からどのようなご意見や感想を持たれましたか。

(1) 評価する意見

- 教育大綱ができた。これは教育振興基本計画の目指す方向と同じであり評価したい。総合

教育会議が機能している。

- 県民の教育に対する期待や課題について、広い視野から意見交換が行われ、県の教育の充実・向上発展に資するものと考えている。
- 今までの懸案事項が議題となり、解決の方向にあることが分かった。本県は知事部局と教委が大局的な観点に立って建設的、協働的に事に当たり、好ましい関係にある。
- 知事に教育の現状についてストレートに理解してもらえるメリットがある。
- 県の教育施策が具体的に公表されている。学校現場でも参考になることが多い。
- 現状をとらえながら、知事、教育長、教育委員のメンバーが熱心に討議していることを評価したい。
- 今日のかつ喫緊の教育問題が協議されている。また、現場で活躍している有識者の声を聞くことが重視され好ましい。

(2) 期待や懸念する意見

- 教育について幅広く話し合わせ、教育の振興という点では評価できるが、理念に終わらず具体化することを期待したい。
- 知事部局と教委が対等の立場で、双方の見解を明らかにし、教委は公教育推進の理念を実現してもらいたい。
- 首長の参加により迅速な対応が可能になり、議論が活発化するとされる一方、首長が代わるたびに教育施策が変わる懸念がある。
- 今年度は初年度と異なり、総合教育会議への熱意が乏しくなったように思われる。
- 知事と教委が教育行政について連携することの重要性を感じた。
- 各委員が意見を述べ合うだけでなく、討議して内容を深めるような会議を期待したい。
- 知事と教育長の権限が強化され、学校現場にしわ寄せが生じることが考えられる。教育の中立性について不安もある。
- 今後の総合教育会議の議事内容について注視していきたい。

*「総合教育会議」に対する各県の意見は、概ね肯定的に評価していることが分かった。しかし、一部には教育の中立性や継続性についての懸念が示された。

問4 「総合教育会議」について、退職校長会としてどう受け止め、今後どう対応したらよいかお尋ねします。

以下、代表的なご意見を列記する

- ホームページの閲覧や担当部局、教委との連携を図り、退職校長会の担当部を中心に会議の方向や内容について検討し、議題によっては意見や要望も考えていきたい。
- 退職校長会として「総合教育会議」に関心を持ち、傍聴したりホームページで情報を把握したりして、政治的中立性や継続性が正しく担保されるよう見守りたい。
- 28年度の会議で、知事から加配教員の増員が示された。このように教育現場の改善につながる動きに賛同したい。
- 教育委員会制度による教育の中立性の確保が保証されるよう校長会と連携して注視していきたい。
- 当初心配されたような問題はなく、知事も教委も互いの立場を大事にしつつ、県民ファーストの立場で進めている。しばらく静観していてもよいのではないかと。
- 「総合教育会議」に出された内容を、教育懇談会のテーマとして取り上げて、学校と地域の連携の橋渡し役を務めたいと考える。
- 協議題として教科書選択や教職員人事は教委の専決事項であり取り上げないことが確認されたのはよいことと考える。
- ホームページの閲覧や担当部局や教委と連携を図り、退職校長会担当部を中心に検討し、議題によっては意見や要望も考えたい。
- 全会員に新しい制度を周知するため、県教委に原稿を依頼し会報に掲載した。
- 総合教育会議の内容はホームページで容易に入手できるので、必要に応じて会員に周知す

るようにしたい。

- 会議の内容をホームページで常に確認し、退職校長会の限界を認識したうえで、これまでに以上に県教委と連携を図り、意見を発信していきたい。
 - 会議の傍聴については、県本部の教育振興部が中心になって取り組むようにしている。
 - 退職校長会としても継続的、計画的に傍聴して注目していきたい。
 - 会議に積極的に参加することは避けたい。
 - 会議の性格上、傍聴について必要性はあまり感じられない。
- * 大方のご意見から対応の方向が見て取れるように思う。また、一部の県の対応について温度差が見られた。

まとめ

昨年のもつめで、「この制度は戦後の教育改革からの大きな転換であり、今回の回答の多くが期待とともに、公教育の中立性、継続性、公平性から、首長の独断・専横を懸念している。今後、首長と教育委員会の双方が調和を保ちつつ有効に機能するよう注意深く見守っていきたい。」と述べた。

今年の調査では、いずれもこのような懸念が生じることなく順調に推移していることがうかがえた。しかし、一部の指摘にもあったように、まだ実施されて2年目、どの県も手探りの状況と考えたとき、この懸念は必ずしもまだ払拭できない。

いずれにしても、多くの権限を有する首長が、教育委員会制度を尊重して教育施策を講じられるよう期待し、退職校長会は、会議の傍聴などを通して、正しい方向に機能するよう注目したい。それがまた、我々退職校長会の熱意や存在感を示すことになるかと考える。

(調査へのご協力に感謝いたします)

Ⅱ 「コミュニティ・スクール」の成果と課題（調査研究）

昨年度の研究は、「コミュニティ・スクール」の制度や一部の実践事例について報告しましたが、今年度は全国の実施状況とその成果と課題について、調査の結果を以下の通り報告します。

問1 (1) 全国の学校運営協議会の指定状況

「地教法」による「コミュニティ・スクール」(学校運営協議会)の指定状況対象は全国公立小中高校・特別支援学校等

平成28年10月31日現在

	設置校	指定校	%
(小)	18,431	1,867	10.1
(中)	8,832	857	9.7
(高)	3,564	25	0.7
(特)	941	14	1.4
(義)	3	3	100.0
総計	31,771	2,766	8.7

問1 (2) 前問で指定校の少ない、または無いと回答された県の考えられる理由

- ・教員の負担を懸念している。
- ・地域・家庭・学校の連携が図られている。
- ・「学校評議員制度」「学校支援地域本部事業」「学校関係者評価」等、既存の制度が機能している。
- ・制度内容・成果や課題の十分な理解が得られていない。
- ・「学校運営協議会」制度に対して、学校・地域住民双方に抵抗感が大きい。
- ・委員の確保の困難さ、人材育成の苦勞。
- ・学校運営協議会の権限の強さを敬遠する。
- ・小中一貫教育を進めている地域では進めにくい。

問2 法律に基づく「学校運営協議会」以外の方法で、独自に「コミュニティ・スクール」を実施している県の特色について

- 岩手県「いわて型コミュニティ・スクール」

- ・各学校及び地域の課題を明確にし、学校経営計画を検証可能な目的達成型へと脱却。
- ・学校・家庭・地域が目標を共有し、協働する学校経営への転換を目指す。
- ・各地域の特色や実態に応じ、学校の創意工夫による学校運営を行う。

- 栃木県(宇都宮市)「魅力ある学校づくり地域協議会」市立小中全校93校で実施。

- ・教職員・保護者・地域住民等が役割を果たし、学校運営に地域の人々が参画。共有した目標に向かって、共に活動をする。

- 千葉県(佐倉市・東金市)の取り組み

- ・学校運営協議会に類似する取り組みをそれぞれ独自に実施している。

- ・学校運営協議会の機能から「教職員の任用に関して」を除く。

- 長野県「信州型コミュニティ・スクール」

- ・学校支援ボランティアをベースにして、国のコミュニティ・スクールの要素を取り入れるが、教員人事には直接関わらない支援組織。

- 岐阜県(高山市)「中学校区ごとに子どもを入れた会議」を推進している。

- 静岡県「しずおか型」コミュニティ・スクール

- ・地域固有の資源の活用とバランスのとれた「有徳人」の育成を志向。

- 広島県(広島市)「学校協力者会議」

- ・委員の構成は、10～15名。教育に関する有識者・地域代表及び保護者の代表。

- ・「学校協力者会議」とは別に「まちぐるみ教育の絆」プロジェクトを設けている。

- 山口県「地域教育ネット協議会」

- ・「やまぐち型地域連携教育」の推進を図り、コミュニティ・スクールと共に、15年間の

子どもの育ちを地域ぐるみで支援する。

●高知県「土佐の教育改革を考える会」

- ・「開かれた学校づくり推進委員会」（仮称）を教育改革の一環として各公立校に設置。

●熊本県「地域と共に創る熊本版コミュニティ・スクール」

- ・各学校の教育課程等を共有する。
- ・多くの課題の解決・改善に向けて話し合い、組織的かつ継続的に教育にあたる。

●愛媛県「地域の人材活用型講義」

- ・土曜日に地域・専門学校等の講師を招いての講義など。

●神奈川県「幼・小・中が一体の教育活動型」

●和歌山県「地域教育コミュニティ」

- ・小中学校の約75%が実施。

●大分県のコミュニティ・スクール

- ・委員はボランティア。報酬を払わない。

●長崎県「学校支援会議」

- ・教職員・保護者・地域の代表により、協議・協働する。

●福井県のコミュニティ・スクール

- ・意見は述べるが特に権限はない。

●三重県のコミュニティ・スクール

- ・学校や地域事情に応じた取り組みをしている。

●その他（既存組織の活動について）

- ・「教育推進運動」・「学校支援センター」・「学校応援団の組織」など。

問3 (1) 「コミュニティ・スクール」の指定を受けた学校の成果について

①児童・生徒にとって

- ・児童・生徒を中心に据える機運の高まりや安全・安心な環境が確保された。
- ・児童・生徒は、地域の生活に溶け込み行事に参加するようになり、次のような意識の変化がみられた。（・学びの充実感・ものごとの成就感・学習意欲や学力の向上・思いやりの心やコミュニケーション力の向上・ボランティア参加による社会性の向上・自己肯定感やふるさとへの愛着感など）

②学校にとって

- ・地域の学校支援意識が高まった。
- ・地域の教育力が反映しやすくなった。
- ・地域に根ざした学校、特色ある学校づくりが推進された。
- ・生徒指導上の課題解決に貢献している。
- ・学校運営の工夫により、学校評価が改善された。
- ・協力体制が充実し、風通しの良い学校運営が目指せた。
- ・学校の存在感が地域に根付いた。

③教員にとって

- ・授業改善により、個別指導が充実し、児童・生徒の学習意欲が高まった。
- ・学校運営への参画意識が高まった。
- ・地域連携や情報発信等、意識改革ができた。
- ・地域から学ぼうとする姿勢が出てきた。
- ・負担感・多忙感が軽減された。

④地域の人々・保護者にとって

- ・地域づくりの一助になった。
- ・地域の教育力を学校に反映しやすくなった。
- ・地域の人材の協力が得やすくなった。
- ・地域の中で育てられているという安心感が生まれた。
- ・保護者・地域の人同士のつながりが生じた。
- ・苦情から意見・提案・相談・協力へと変化した。
- ・見守り役として協力できた。

問3 (2) 問題点について

①基本的な視点からの問題点

- ・必要性や取り組みの視点が曖昧である。
- ・教育方針が承認されなかった場合、学校運営をどう進めるか制度的な担保がない。
- ・学校運営協議会が全ての権限を有しているとの誤解がある。
- ・必要性の認識が教育現場に浸透してない。
- ・情報発信が不十分である。

②学校にとっての問題点

- ・学校への要望が多く、本来の教育活動に支障

をきたす。

- ・親や地域の過剰な期待感に萎縮する。
- ・研究指定期間は熱心に取り組むが、長期的になると負担を感じる。
- ・管理職・担当者が多忙感を感じる。
- ・人事に介入することへの不安感がある。

③人材に関する問題点

- ・地域住民の参画に偏りがある。
- ・委員が固定化してしまう傾向がある。
- ・人材の発掘や育成が難しい。
- ・コーディネーターの確保が難しい。

④その他

- ・震災からの復興が不十分で、多忙感がある。
- ・統廃合で学区が広がり、帰属意識が薄れている。
- ・保護者の意見が反映されにくい。
- ・人間関係が複雑になり、時にトラブルが生じる。
- ・活動のマンネリ化・形骸化傾向がみられる。
- ・予算や加配教員などの支援拡充を望む。

問4 各退職校長会の意見

(1) 基本理念に共感して支援していく

- ・小規模化や統廃合など学区が広域化しているので維持するためにも有効である。
- ・基本理念に共感する。県教委との教育懇談会で働きかける。
- ・委員として、委嘱の要請に応え積極的に支援していく。
- ・地域と学校の思いを一致させるために支援し、関わる機会を持つ。
- ・学校、地域の実情に応じた多様な取り組みを進めたい。
- ・指定校の実践事例を紹介してきた。
- ・学校支援として、関わる機会を増やすようにする。

(2) 学校は多忙感、負担感を感じている

- ・学校の負担が大きく、多忙感の要因になっている。
- ・制度改革や施策が次々に打ち出され、一つ一

つ検証されないうちに新しいものが出てきて学校が大変である。

- ・打ち合わせや会議が多くて心配である。
 - ・実施校が少なく、実施校に孤立感がある。
- ### (3) 教員人事や運用への不安がある
- ・学校運営協議会の教育指導への不当な介入に不安感を持つ。
 - ・運営や任用については課題がある。教職員の任用人事権を行使した場合に学校が混乱するのではないか。
 - ・学校運営協議会は学校を応援する役割に重点を置き、人事は広域に配慮して教委・校長が相談して行うのが望ましい。

(4) その他

- ・都市と地方を一律にした施策は疑問である。
- ・学校評議員制度が定着する現在、コミュニティ・スクールとの関係を明確にすべきか。
- ・コミュニティ・スクールそのものがあまり理解されていない。
- ・コミュニティ・スクールは画一的でなく、柔軟な取り組みをしたい。

*退職校長会としては、基本理念には共感している。今後、学校の立場に立って支援していきたいという傾向が見られた。しかし、学校の様々な実態に触れずに次々と打ち出される制度改革や施策に対する学校の多忙感や負担感について危惧している意見が多かった。とりわけ、学校運営や任用・人事への強い介入に対する不安があげられた。すでに施行されている学校評議員制度や県独自の取り組みとコミュニティ・スクールの関係が曖昧で、戸惑いの要因になっているようだ。実態に合った柔軟な取り組みができるように望む声が多かった。

問5 法改正への期待と意見について

(1) 実態に合った柔軟なものへ

- ・実態をよく捉えた施策を望む。中央集権的な手法はなじまない。

- 全国一律ではなく、柔軟な参画を認めるようにして欲しい。
 - 独自の取り組みを壊すことのない弾力性をもったものにして欲しい。
 - 工夫が生かせるような改正をして欲しい。
 - 校長の懸念を和らげる法改正を願いたい。
 - 実施に必要な人員増が確保できるよう考えて欲しい。
 - 地域が学校の管理ではなく支援する視点を強調して欲しい。
 - 市町村の意向を十分検討された改正をすべきである。
 - 各教育委員会が積極的に設置に努められる仕組みを検討されたい。
- (2) 教員人事について
- 人事については進言程度で、弾力的・柔軟な取り組みを考えるべきである。
 - 人事の権限はなしにして、むしろ校長の人事権限を強化して欲しい。
 - 人事の部分は、削除し、従来通りが望ましい。
 - 人事より支援・応援する役割に重点を置くべきである。
 - 人事については、県や市町村が緊密に連携して公平に行う必要がある。
 - 人事は行政と校長に任せるべきである。
- (3) その他
- コミュニティ・スクールありきの改正は避けたい。
 - 全体的に教育に対する取り組みが盛んだが法による強制は望まない。
 - 実効性のある改正に期待したい。
 - 実施率が低い現状分析が先決ではないか。
 - コミュニティ・スクールと学校支援地域本部の一体的な取り組みを講じるべき。
 - 学校運営協議会での校長の手腕に期待する。
 - 委員謝礼など予算措置をしっかりと講じて欲しい。

最も多かった。学校を支援する地域独自の体制や学校評議員制度とコミュニティ・スクールを一体的に進める方法を考えるべきとの意見もあった。また、教員人事の権限はなしにして、校長の権限を強化したいとの意見もあった。全体的には、実態に合った柔軟なものへの意見に集約される。

まとめ

平成12年に、地域の人々の学校運営への参加を期待して、地教行法の改正を行い、コミュニティ・スクールの核ともいえる「学校運営協議会」制度が導入された。しかし、その後、文科省が普及に力を入れているにもかかわらず、16年が経過した現在でも、実施率は全国で1割にも満たない状況にある。

地域と協働して教育を進めるという「コミュニティ・スクール」の理念は、誰もが認めるのに何故これほどまでに普及しないのか。

その理由は、問4・5の各退職校長会の意見に集約されているように思われる。

現行の学校評議員会制度や学校支援地域本部制度などとの関連はどうなのか。屋上屋を重ねることにならないか。また、学校運営協議会が教員人事まで関わるのは如何なものかなどの意見は傾聴に値する。

文科省は、地教行法の一部改正により、この制度の一層の普及を図ると聞く。是非、問題点を整理して、各教委も学校も納得できるよう、教育支援に重点を置いた改善を図るようお願いしたい。

同時に、学校には、かつて閉鎖的と批判されたことを念頭に、積極的に保護者や地域と協働する「コミュニティ・スクール」の実現を図るよう期待したい。

(調査へのご協力に感謝します。)

*意見には実態をとらえた施策を求めるものが

Ⅲ 「教育の日」の制定状況と事業について（調査報告）

1 未制定府県（12府県、回答11県）の平成27年12月以降の状況について

- ①新たに制定された県（1県）
 - ・神奈川県「かながわ教育月間」
（「教育の日」と事業が同じため準制定県）
 - ②制定の見込みが出てきた県 なし
 - ③見込みのない10府県のうち8県は県教委・県議会等へ要請を続けていると回答。
- * 都道府県レベルの制定率は76.6%（準制定県を含む）であり、全連退としても国へ祝日として制定するよう働きかけている。

2 新たに制定された市町村について

- ・北海道美唄市 ・群馬県上野村
 - ・佐賀県鳥栖市 ・宮崎県国富町
 - ・和歌山県御坊市 （3市1町1村）
- * 市町村での「教育の日」制定は、地域に密着しており教育振興上大きな意義がある。

3 「教育の日」制定都道府県の調査

(1) 制定へ向けて退職校長会としての効果的な働きかけ（回答19）

- ①退職校長会が中心になり、教育関係団体（9～30団体）が「教育の日」制定推進協議会を立ち上げ、県民への啓発、知事、教育長や県議会等へ請願活動を続けた（9県）
 - ②退職校長も属している県教育会より県教育長や県議会へ請願した（2県）
 - ③特になし（8県）
- * 「教育の日」の制定には、退職校長会が主導的に関わり、知事、教育長、議会等への請願が最も効果的といえる。

(2) 市町村の「教育の日」制定に関わる退職校長会の働きかけ（回答27）

- ①県退職校長会の働きかけに応じて各市町村の退職校長会が動いて実施。（8県）
- ②県退職校長会としては特に働きかけていない。（19県）

(3) 「教育の日」の諸行事の財源について

（予算の多い順に記載）

- ・T県（700万円程度）（県補助金、51団体分担金、48支援企業協賛金、繰越金）
 - ・I県（537万円）（負担金、協賛金、県補助金、大会負担金、繰越金）
 - ・K県（485万円）（県教委予算）
 - ・S県（313万円）（県教委予算）
 - ・N県（120万円ほど）（負担金、繰越金）
 - ・Y県（115万円）（共催団体分担金、県ひとつづくり財団補助金、実施市補助金）
 - ・S県（68万円ほど）（県の予算）
 - ・M県（60万円ほど）（29団体負担金、教育2団体助成金）
 - ・A県（42万5千円）（推進協議会員協力金、参加団体負担金、教職員互助会補助）
 - ・T県（10万円ほど）（退職校長会会員寄付、教育関係諸団体寄付）
- * 県や県教委が主催する「教育の日」の事業予算は予算化され額も比較的大きいが、教育諸団体が主催する場合は、予算的にかなり厳しい状況がうかがえる。
- また、行事の規模によって経費も様々なことが分かる。

4 「教育の日」を祝日とする場合、いつがよいか、また、祝日のない6月はどうか

- ・「教育の日」は11月が望ましい。（16県）
 - ・「教育の日」を祝日にするなら6月でもよい。（8県）
 - ・その他、月日を決めるには、その根拠が必要であるとの意見もあった。
- * 祝日化する場合の月日については、11月に「教育の日」が定着していることから11月が望ましいという回答が多い一方、祝日になるなら6月を含めて特に月日は問わないという意見に分かれた。

以上

1 広島県世羅町について

世羅町は、広島県中東部の世羅台地と呼ばれる標高350mから450mに位置する自然豊かな中山間地で、古くから農産物の供給基地として拓けた大田庄や今高野山に代表される歴史と文化に育まれた町です。現在、町の人口は1万7千人で、農業を基幹産業とし6次産業の推進や花・果樹の観光農園などの取組を行っています。

世羅町教育委員会では、「豊かな心を持ち、たくましく未来を拓く」を基本理念として、国や県の施策と連動させ、世羅町教育プランをもとに、種々の教育施策を推進しています。

「自立・挑戦・創造」をスローガンに、町民の教育に対する理解を深め、学校、行政、地域が連携して本町教育の充実を図ることにより、明日の社会を担うしなやかで品格のある子どもたちを育成するとともに、文化・芸術活動の振興と『駅伝の里』としてのスポーツや体力づくりを推進しています。

2 「教育の日」制定について

こうした種々の教育施策の更なるエポックメイキングとして、平成24年度に11月1日を「せら教育の日」とすることを条例制定し、町民の教育に対する関心と理解を深め、学校、家庭及び地域社会が連携して本町教育の充実と発展を図ることとしました。また、「せら教育の日」の趣旨に相応しい取り組みを行う期間として、11月を「せら教育月間」としました。

3 「輝くせらの学校文化発表会」の誕生

町内の小中学校においては、それぞれの学校で特色ある学校づくりを進めています。その基盤となっているのが、各校で取り組まれている「ふるさと学習」です。これは、それぞれの校区内にある自然、文化財、歴史、伝統、民話等を学習し、自分たちが生まれ育っている地域について学び、地域を知る学習です。そして、この学習成果を「学校文化」として創りあげてき

ています。まさに学校文化は、それぞれの学校の基盤となる地域を、子ども目線で表現した文化活動です。

こうして創られた学校文化を、11月1日の「せら教育の日」に開催する「輝くせらの学校文化発表会」で発表するわけです。町内7つの小中学校の児童生徒（小学校は高学年）が世羅文化センターに集合し、各校の学校文化を発表するのです。合唱や合奏をはじめプレゼンテーション、和太鼓演奏、鼓笛演奏、さらには郷土の民話をもとにした組曲や舞踊などのステージ発表や、絵画や書、被服等の展示発表も行います。各校が平常の学校生活の中で創り上げた「学校文化」を町民に発表し、各校が相互交流をしていく事業です。



「せら教育の日」で発表する子どもたちの一生懸命な表現は、町民に大きな感動と未来に対する希望を与えています。



「教育の日」の制定状況（平成28年12月現在）

— 36都道県、105市、62町、11村、1区 —

○北海道地区 制定—北海道

（北海道）石狩市 岩見沢市 小樽市 帯広市 苫小牧市 函館市 砂川市 稚内市
滝川市 赤平市 旭川市 美瑛市 白老町 豊頃町 本別町 幕別町 月形町
今金町 陸別町 大樹町 池田町 浦幌町 上砂川町 音更町 中札内村

○東北地区 制定県—青森県 岩手県 宮城県 秋田県 福島県 山形県

（青森県）野辺地町（秋田県）大館市 男鹿市

（山形県）上山市 新庄市 天童市 山形市 山辺町 朝日町（福島県）浅川町

○関東甲信越地区 制定県—茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 東京都 長野県 神奈川県

（茨城県）ひたちなか市 土浦市 守谷市 稲敷市 牛久市 龍ヶ崎市 筑西市 結城市
阿見町 河内町 利根町 茨城町 大洗町 城里町 東海村 美浦村

（群馬県）前橋市 渋川市 藤岡市 沼田市 明和町 神流町 上野村

（埼玉県）白岡市（千葉県）佐倉市 銚子市 野田市 南房総市 鋸南町

（東京都）あきる野市 葛飾区（山梨県）甲府市 中央市（新潟県）上越市

○東海北陸地区 制定県—石川県 岐阜県 静岡県

（静岡県）掛川市（福井県）福井市 敦賀市（三重県）名張市

○近畿地区 制定県—滋賀県 兵庫県 奈良県 和歌山県

（滋賀県）栗東市（奈良県）奈良市

（和歌山県）和歌山市 海南市 橋本市 有田市 田辺市 新宮市 岩出市 紀の川市 御坊市
紀美野町 かつらぎ町 九度山町 高野町 広川町 由良町 有田川町 美浜町 日高町
みなべ町 印南町 白浜町 上富田町 すさみ町 串本町 那智勝浦町 太地町 古座川町
湯浅町 日高川町 北山村

○中国地区 制定県—島根県 岡山県 広島県 山口県 鳥取県

（鳥取県）鳥取市 南部町（広島県）三原市 府中市 東広島市 世羅町

（山口県）美祢市 萩市 宇部市 和木町

○四国地区 制定県—徳島県 香川県 愛媛県 高知県

（徳島県）美馬市 三好市 鳴門市 つるぎ町（高知県）安芸市 三原村

○九州地区 制定県—長崎県 熊本県 大分県 鹿児島県 宮崎県 沖縄県

（福岡県）筑後市 宗像市 八女市 糸島市（佐賀県）嬉野市 唐津市 多久市 神崎市
小城市 佐賀市 伊万里市 武雄市 鳥栖市 玄海町（熊本県）八代市 荒尾市 宇土市
宇城市 合志市 大津町 美里町 和水町 氷川町（大分県）宇佐市 国東市 佐伯市
津久見市 日田市 豊後高田市 別府市 杵築市 玖珠町 九重町 姫島村

（宮崎県）串間市 日向市 日南市 都城市 宮崎市 高岡町 三股町 国富町

（沖縄県）浦添市 宮古島市 那覇市 石垣市 糸満市 南城市 名護市 うるま市

沖縄市 宜野湾市 南風原町 西原町 八重瀬町 金武町 伊是名村 恩納村 中城村
読谷村

※上記中、岐阜県は「教育週間」、静岡県は「家庭教育の日」、兵庫県は「兵庫の教育推進月間」、長崎県は「長崎っ子の心をもつめる教育週間」、鹿児島県は「地域が育む“かごしまの教育”県民週間」、宮崎県は「みやざきこども教育週間」、神奈川県は「かながわ教育月間」と呼ぶ。

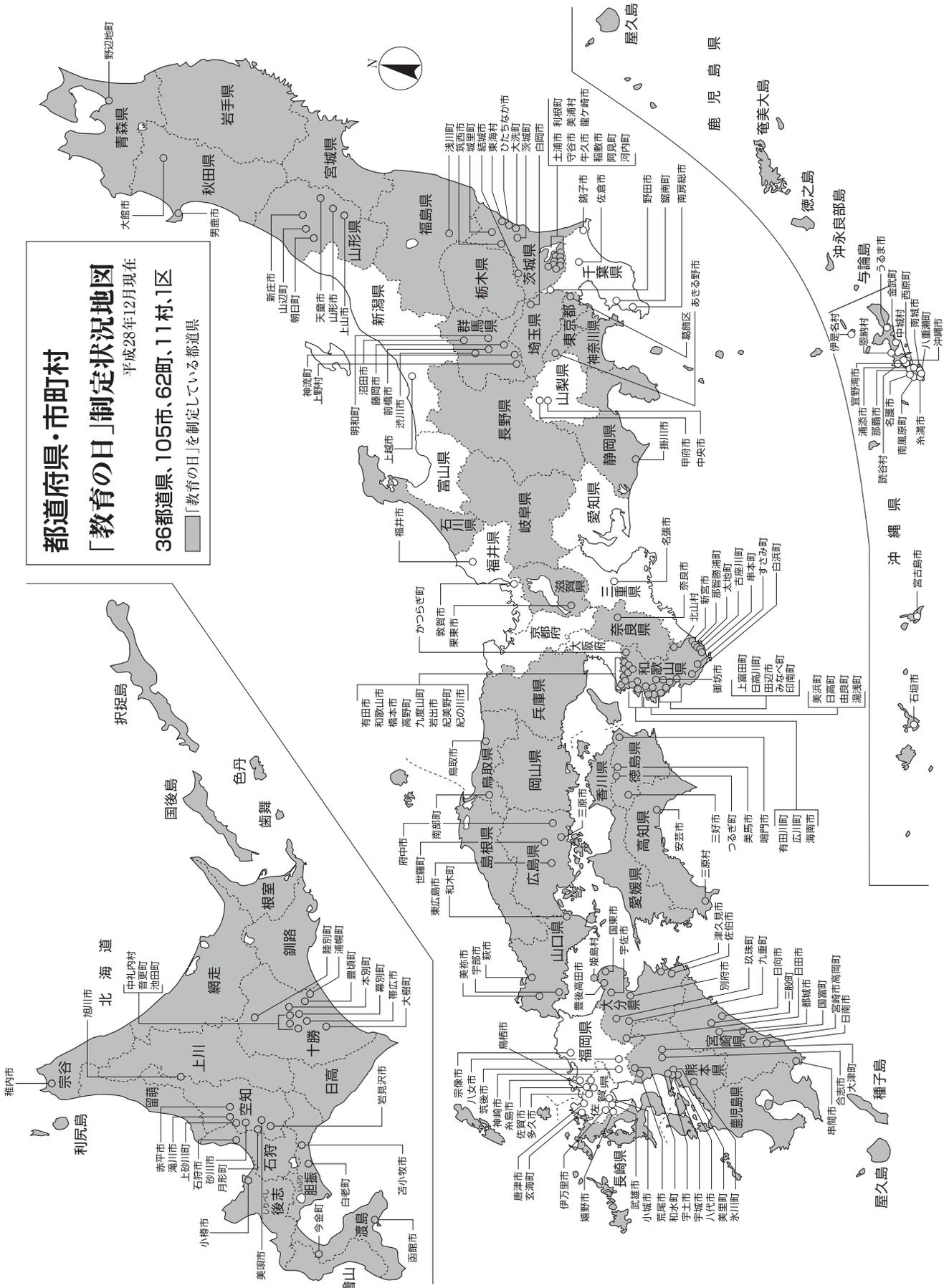
都道府県・市町村

「教育の日」制定状況地図

平成28年12月現在

36都道県、105市、62町、11村、1区

「教育の日」を制定している都道県



② 社会保障と安心生活情報

生涯福祉部			
部長	岡野	仁司	
部員	吉田	仁	(茨城県)
	鴻田	好通	
	荒井	忠夫	
	川名	葉子	

◆◇年金に関する情報◆◇

昨今、わが国は世界で最も長寿国の一つとなり、超高齢社会・人口減少社会に突入した。社会保障制度改革の動向もまた多様となっている。

生涯福祉部では、公的年金制度改革を巡る状況について日本退職公務員連盟等の資料をベースに検討し、現状を以下のようにまとめた。

1. 超高齢社会・人口減少社会と社会保障

◆社会の高齢化は、高齢化率という指標によって三段階に分類されている。全人口に対して65歳以上の高齢者人口が占める割合である。

世界保健機構（WHO）では、高齢化率が7%を超えた社会を「高齢化社会」、14%を超えた社会を「超高齢社会」としている。

ちなみにわが国は、1970（昭45）年に高齢化社会に、1994（平6）年に高齢社会、2007（平19）年超高齢社会に到り、2014（平26）年の高齢化率は26.0%、2016（平28）年6月の時点では27.1%、2024年には30%を超えると見られている。その歩みの速さは世界的な驚異といわれている。

一方、人口減少社会といわれるようになったのは2005（平17）年国勢調査の結果、「総人口初の減少」と報じられた頃からである。

なお、年齢三区分別では、年少人口（0～14歳）12.8%、生産年齢人口（14～64歳）61.3%、高齢者人口26.0%という状況である。

◆こうした状況下、平成24年には持続可能な社会保障制度を再構築するため「社会保障と税の一体改革関連法案」が制定され、「被用者年金制度の一元化」「基礎年金の国庫負担割合1/2への引き上げ」が実施された。

その一方で、物価スライドを据え置いた特例水準を本来の水準に戻すため、2.5%の減額や物価上昇時におけるマクロ経済スライド0.9%の減額等、年金受給者にとっては大変厳しい状

況が続いている。

2. 年金制度改革を巡って

「公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律案」が第190国会に提出されたのは平成28年3月であった。しかし、審議されることなく、第191国会へ継続審議。第192国会で審議再開、会期延長の末、最終日の12月14日に可決成立した。

この法案は概括的にマクロ経済スライドの見直しを含む「年金額改定ルールの見直し法案」等と言われているが、改めてその概要を振りかえてみる。

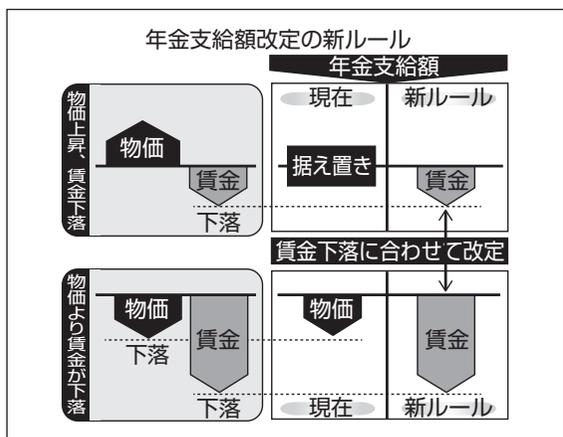
公的年金制度の持続可能性を高め、将来世代の給付水準の確保等を図るための措置として以下の5項を挙げている。

- (1) 短時間労働者への被用者保険の適用拡大の促進
- (2) 国民年金第1号被保険者の産前産後期間の保険料の免除
- (3) 年金額の改定ルールの見直し
- (4) 年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）の組織等の見直し
- (5) 日本年金機構の国庫納付規定の整備

◆年金額改定ルールの見直し

この内、退職公務員に関係のあるのは(3)の年金額の改定ルールの見直しである。特に留意したいのは「公的年金制度の持続可能性を高め、将来世代の給付水準を確保」するため、

- ① 年金の名目額が前年度を下回らない措置を維持しつつ、賃金・物価上昇の範囲内で前年度までの未調整部分を含めて調整する。
- ② 賃金変動が物価変動を下回る場合に賃金変動に合わせて年金額を改定する考え方の徹底。つまり、現在の物価スライド制を改めて賃金変動が物価変動を下回る場合に賃金変動に合わせて年金額を改定するということである。



こうした改訂の背景には、平成に入って、長らく経済不況が続き、現役世代の実質賃金が低迷し続けていることが大きな原因である。更に急速に進んだ少子高齢化によって、年金受給者が年々増える一方、支え手の現役世代が相対的に減少していることが考えられる。

年金を受ける世代には厳しい面もあるが、将来世代の年金水準を守り、年金制度を持続させていくためにも避けて通れない改革であろう。

◆日公連はこの法案の提出を受けて平成28年4月、塩崎厚労大臣へ以下の要望をしている。

- ① デフレ経済下のマクロ経済スライド調整は慎重に取り扱われたい。
- ② 65歳定年制の実現及び在職高齢年金制度の改善を積極的に推進されたい。
- ③ 育児休業制度の充実、子育てに伴う家計負担の軽減等を積極的に講じられたい。
- ④ 社会保障改革に当たっては、年金生活者の負担が過重にならないように特段の配慮をされたい。

◆全連退においても、平成28年8月、塩崎厚労大臣へ提出した要望書に『高齢者の生活の安定を図るため、デフレ経済下での「マクロ経済スライド」の実施は行わないことを強く要望する。』との事項を盛り込んでいる。

政治に期待することは、経済が成長し現役世代の賃金が継続的に上昇すること、更には高齢者世代でも健康で働く意欲のある人や女性の社

会参加が増える状況を作り出すことである。

◆将来世代の年金額は0.6%増に

年金額改定ルールの見直し法の成立を受けて、新ルールによる厚労省試算が28年12月27日に公表された。今回の試算は2021・2022両年度の名目賃金下落幅をリーマン・ショック（2008・2009年）と同じとし、その後は賃金上昇を続けると想定、2043年度時点で0.6%増と試算している。

3. 年金機能強化法の成立

無年金対策といわれる「公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律案」が平成28年11月に成立した。その概要は、公的年金の受給に必要な加入期間を現行の25年から10年に短縮する無年金対策を盛り込んだ法案。これは当初、消費税率を10%に引き上げ時に実施する予定を前倒しした。新受給者は、保険料を支払った期間が通算10年以上25年未満の64万人。平成29年9月からの実施となる。

4. 個人型確定拠出年金法の成立

改正確定拠出年金法は平成28年5月に成立。

これまで対象外であった公務員や主婦も加入できるようになった。国民年金や厚生年金の上乗せ部分となる企業年金の一種で、拠出された掛け金は個人別に区分され、掛け金とその運用収益の合計額で年金給付額が決定される。公的年金の減少が見込まれることに備え、事前に個人の自助努力により、老後所得を確保しようとする年金制度とも言われている。

◆◆医療に関する情報◆◆

今から約10年後は団塊の世代が75歳以上の「後期高齢者」になる、いわゆる“2025年問題”がこれからの政府に与えられる大きな政治課題である。年々増加する医療費をこれ以上増やさないことが喫緊の課題でもある。そのためには、医療機関の機能分化（役割分担）と連携強化が

必要である。地域の診療所や中規模病院と高度急性期医療を担う中核的医療機関とが綿密にやり取りしながら、患者の状態に合った病院を紹介し合うことができれば、医療費削減にもつながる。救急医療の例でいえば、地域にある基幹病院に様々な世代の救急患者が集中するのではなく、救急対応ができる適正な病院で迅速な治療が受けられるよう、その地域の医師会や公営病院、民営病院を含めて連携強化に努めることが求められる。

1. オプジーボを半額に 中医協が了承

オプジーボは、がん細胞がブレーキをかけている免疫細胞の攻撃力を回復させる新しいタイプの薬である。2014（平26）年に皮膚がんの治療薬として、世界で初めて日本で承認、保険適用された。昨年末から肺がんでも使えるようになり、服用する患者数が大幅に増えた。ただ、薬価が100mgあたり約73万円で体重60kgの肺がん患者1人年間3,500万円かかるということから国民皆保険制度の存続をも脅かす高額薬の象徴として大きな関心を集めていた。膨らみ続ける医療費の抑制と、成長戦略の柱に位置付ける医薬品産業の振興の間で揺れ、最後は官邸主導で50%の大幅値下げを決めたのである。

2. 患者情報を厚労省が一元管理へ

厚労省は、病院などが持つ患者の治療・服薬歴、健診結果のデータベースを一元化し、全国の医療や介護現場で活用したり、治療法の開発に役立てる。運用開始は2020年度とする。

ベース化で、患者とかかりつけ医、介護ヘルパーらが情報を共有して、救急搬送時や災害時、認知症になった時でも、最適の診療を受けられるようにする。患者自身は、自分の情報に常時、アクセスできる。医療機関は人工知能を使い、患者の病気の原因や最適な治療法を探るために活用する。また、データを患者の同意を得たうえで匿名化し、行政や研究機関、企業などに提供し、創薬や医薬品の安全対策などの研究に役

立てるという。

3. 高齢者医療 負担額上限引き上げへ

70歳以上の高齢者が支払う医療費の自己負担額の上限についての引き上げが決まり、来年度予算に反映される。

1人あたりの年医療費は45歳から64歳の約28万円に対し、65歳以上は約72万円、75歳以上は約91万円と高齢になるほど医療費は高い。

医療費は高額療養制度によって、収入に応じて毎月の自己負担額の上限が定められている。上限を超えた分は公的な医療保険などが負担する仕組みで、70歳以上は69歳以下より低く設定されている。今回、年収370万円未満で住民税を払っている人の外来医療費分を段階的に引き上げるもので、現行の月1万2千円が2017年8月から月1万4千円、2018年8月から1万8千円に引き上げられる。

国民全体の医療費は過去10年間で3割増え、年間40兆円を越えている。「年齢ではなく、負担できる能力によって負担額を」ということから高齢者にも所得に応じた負担を求め、社会保障費の伸びを抑えようということである。

介護分野では、現役世代並みの所得のある人が介護サービスを利用する場合、自己負担割合が2018年8月以降、2割から3割に上がる。

介護保険では現役世代の保険料も2017年度から2020年度にかけて、大企業の社員や公務員は上がり、中小企業の社員は下がる。

70歳以上の医療費負担の上限は 2段階で引き上げる（月額、円）				
		現役並み （年収370万円 以上）	年収370 万円未満	住民税非課税
現 行	外来	44,400	12,000	8,000
	入院	80,100+ 医療費の1%	44,000	所得により 15,000か24,600
17年8月 から	外来	57,600	14,000	現行のまま 据え置き
	入院	80,000+1%	57,600	
18年8月 から	外来	80,100+1%～	18,000	
	入院	252,600+1%	57,600	

（参考資料・日経新聞）

表 I 平成28年度 米寿者・上寿者人数 各都道府県別人数一覧

平成28年7月調査

県名	米寿者人数	上寿者人数	県名	米寿者人数	上寿者人数
北海道	122	4	滋賀	34	0
青森	33	0	京都	57	1
岩手	88	4	奈良	48	3
宮城	63	1	大阪	131	7
秋田	50	1	兵庫	90	2
山形	52	0	和歌山	60	0
福島	73	1	鳥取	29	0
茨城	94	4	島根	42	2
栃木	81	0	岡山	96	4
群馬	56	2	広島	122	7
埼玉	83	2	山口	59	1
千葉	109	1	徳島	63	0
東京	170	4	香川	36	2
神奈川	141	3	愛媛	2	0
新潟	76	1	高知	6	0
山梨	0	0	福岡	90	1
長野	71	8	佐賀	20	1
富山	49	2	長崎	54	1
石川	52	0	熊本	83	4
福井	29	3	大分	75	2
岐阜	53	1	宮崎	50	1
静岡	79	4	鹿児島	83	3
愛知	0	0	沖縄	14	0
三重	95	1			
小計	1719	47	小計	1344	42
合計			3,063 89		

表Ⅱ 平成27年度 春秋叙勲 各都道府県別受章者数一覧

平成28年9月調査

校種別 受章者	幼	小		中		高		特 支		小 計		受章者 総 数	前 年 度 との比較
	瑞宝 双光章	瑞宝 双光章	瑞宝 小綬章	瑞宝 双光章	旭日 小綬章	瑞宝 双光章	瑞宝 小綬章	瑞宝 双光章	瑞宝 小綬章	瑞宝 双光章	瑞宝 小綬章		
北海道		13		9		1	22	2		25	22	47	22
青 森		9		1		1	2			11	2	13	1
岩 手		6		3			3	1	2	10	5	15	- 1
宮 城		4		4			4			8	4	12	0
秋 田		3		4		1	1	1		9	1	10	- 2
山 形		3		2			4	2		7	4	11	1
福 島		6		4			5			10	5	15	- 1
茨 城		6		6			5		1	12	6	18	- 1
栃 木		4		6		2	3			12	3	15	0
群 馬		4		6			3			10	3	13	0
埼 玉		9		9			7		1	18	8	26	- 9
千 葉		8		11			6	1	1	20	7	27	1
東 京		13	1	13	1	1	5			27	7	34	- 15
神奈川		13		9		1	5			23	5	28	- 1
山 梨		3		4			1			7	1	8	0
長 野		6		4			4			10	4	14	1
新 潟		5		6		1	6			12	6	18	- 1
富 山		2		3			3			5	3	8	0
石 川		4		4			2			8	2	10	- 5
福 井		1		3			4			4	4	8	0
岐 阜		4		3		1	4		1	8	5	13	0
静 岡		7		3			8			10	8	18	1
愛 知		10		14		1	4		1	25	5	30	3
三 重		4		3			5			7	5	12	3
滋 賀		4		2			2			6	2	8	- 1
京 都		4		1						5		5	- 4
大 阪		8		14			7	2		24	7	31	15
兵 庫		14		4		4	6			22	6	28	- 1
奈 良		2		6			3			8	3	11	- 1
和歌山		7		1			2			8	2	10	0
鳥 取		5		2			1			7	1	8	0
鳥 根		2		2		1	1		3	5	4	9	0
岡 山		4		4			6			8	6	14	0
広 島		6		1						7		7	- 2
山 口		3		5						8		8	- 5
徳 島	1	3		2			3			6	3	9	1
香 川		1		1			4			2	4	6	- 2
愛 媛							3				3	3	- 7
高 知				1			2		1	1	3	4	- 4
福 岡	1	14		3			6	1	1	19	7	26	5
佐 賀		4		1			3			5	3	8	- 15
長 崎		4		4		1	4		1	8	5	13	1
熊 本		7		2			3	2		11	3	14	- 2
大 分		2		2			4		1	5	5	10	0
宮 崎		3		2			5			5	5	10	0
鹿 児 島		11		3		1	2	1	2	16	4	20	2
沖 縄		7		1			2			8	2	10	0
合 計	2	262	1	198	1	17	185	13	16	492	203	695	- 23

仮書名「子どもの心を育む学校の力」—学校と家庭・地域の連携による教育活動—

1 出版の意図

◎全連退の出版本として組織を生かし、原則として全都道府県から原稿を頂く。

◎全国書店での市販本となりうる内容とする。
急激な社会の変化に伴い、家庭や地域の教育力が低下している中、様々な生活体験の減少や希薄な人間関係などから、子供たちをめぐって、いじめ・不登校や規範意識の低下、思いやりの心の欠如、さらには世間を震撼させるような痛ましい事件も頻発しています。

このような状況のなか、学校教育への期待や課題も指摘され、子供たちの徳性の一層の涵養が求められています。

本書は学校・家庭・地域の連携のもと、地域の特性や伝統・文化も生かした全国各地の「子どもの心を育む教育活動の実践と成果」をご提示いただき、子供たちの心の成長の一助となることを願って出版するものです。

そして学校教育に携わる方々が、これら貴重な実践から学んで、勇気と新たな意欲を高められることを期待すると共に、広く一般読者に「学校の力」を広報していくことを願って、全国各都道府県退職校長会の全面的な協力を頂きながらこの出版事業を進めているところです。

2 執筆内容について

平成28年6月の理事会において、出版意図のご理解を頂き、各都道府県退職校長会長から地域の特性を生かした適切な原稿の推挙を頂くこととなった。

3 原稿の執筆者の推薦について

平成28年10月の全連退事務局長会において、8月に推挙いただいた各県における実践内容の執筆者の推薦を依頼した。

4 執筆者に対する原稿の依頼について

平成29年1月下旬、各県の原稿執筆者に対して、執筆要項・サンプル原稿等を同封のうえ、執筆をお願いした。

原稿の提出は平成29年5月末となっている。

5 出版社・出版予定

(株)東洋館出版社(東京都文京区本駒込)

出版は平成30年2月を予定している。

6 執筆要項

執筆字数は、1頁33字×縦30行=990字。事例やカットを含めて3頁。但し、1頁目のみ、表題(タイトル)と執筆者名、リード文等で8行となり33字×22行=726字程度。

(本書は、A5判180頁程度、横書き、執筆者一人分3頁の予定)

★会員の皆様へ

本書出版の折には、ぜひご一読いただき、現職や一般の方々へのご推挙を賜りますようお願い申し上げます。

※次頁の一覧表は、現時点での「予想される執筆内容」であることをご了承ください。

予想される執筆内容

都道府県名	執筆者名	予想される執筆内容
北海道	三井 哲	協働的学習を研究テーマとし、教員全員による授業公開
	津田 安彦	地域、保護者、学校が一体となって行う組織的なスポーツ文化活動
青森県	竹浪 誠也	保護者・地域に支持され、子育て支援の核となる「学校便り」、「学校コラム」の在り方
岩手県	谷地畝稔祝	心豊かな「本宮の子」を育てるため「読書活動」「家庭教育の充実」等の取組
宮城県	斎藤 博厚	地域に伝わる実話を基に小・中学生全員で表現する演劇活動
秋田県	小川 征司	「白瀬蠶」を顕彰し、幼・小・中・地域との合同雪中行進による学び
	濱田 眞	「竿灯まつり」「檜山かまくら」等の伝統行事への参加を通じた指導
福島県	石山 晃司	岩瀬郡鏡石町の学校応援団活動について
茨城県	岩田 博	「学びの共同体」(ラーニング&ケアリングコミュニティ)づくりの実践事例
栃木県	齋藤 孝雄	「生徒を一人として見捨てない」に基づくチーム学校としての取組
群馬県	中澤 康治	養護教諭や栄養士による組織的な健康づくりや保健指導の事例
	三ツ屋雄一	体験学習や奉仕活動を通じた地域の中での学び合い
埼玉県	坂本 孝子	夢に向かって心豊かに伸びゆく児童の育成 一道德教育の充実を通して一
千葉県	飯田 肇	生活困窮世帯の子供たちへの高校進学学習支援事業
	酒井 倫子	引きこもっている児童を外に出るようにし、学校に復帰させる指導例
東京都	神田 正美	全教育活動を通して豊かな心を育む事例・創作文化活動
神奈川県	石井 光信	海外子女教育の現状と課題・国際人としての成長を目指して
新潟県	大矢 慎一	地域の「人・こと・もの」から学ぶ地域単元学習の取組
長野県	川名 洪良	小さな神様からの贈り物
山梨県	内藤 大輔	「小笠原流礼法」を活かした心の教育の推進
	飯窪 俊貴	
富山県	寺西 康雄	「いじめられている人の心の痛みを知る学び合い」を通していじめを未然防止した指導例
石川県	角田 健治	60年の伝統、みんなで作る演劇 一全学級が発表一
福井県	小木 一良	アクティブ・ラーニングへの取組等を通して主体的に学び高め合う生徒の育成
岐阜県	近藤 康夫	大垣市、さわやか見守りEye活動

静岡県	大庭 恵子	退職校長会会員が地区教育振興協議会を組織し、活動を行っている事例
愛知県	水野 達彦	「特別の教科道徳」の実施を見据えて、自己内対話を充実させる指導
三重県	今西 好美	いのちを尊重する教育の創造
滋賀県	板倉 正直	地域と一体となって子供たちの心を育む東近江市立市原小学校の事例
京都府	柴原 弘志	特別の教科である「道徳科」における学習指導及び評価の在り方
大阪府	奥蘭みどり	幼児が心を動かし、思いや考えを伝え合う喜びを味わうための実践事例
奈良県	中谷 直子	国語科を中心に言語活動を充実させ「ことばの力」の向上を図る実践事例
和歌山県	清水 勲	学校・家庭・地域の協力関係を通して防災教育を学び合い、命の大切さを学ぶ取組
兵庫県	岡田 靖夫	地域ならではの伝統文化を学び、日本のよさを体感する取組
鳥取県	箕浦 昭彦	学校教育目標実現に向けた取り組み —道徳教育と他の教育活動をリンクさせて—
島根県	高橋 洋子	子どもと本をつなぐ活動として、ボランティアのストーリーテリングの出前授業
岡山県	河部佳世子	全教育活動を通して認めあう心を育てる教育活動
広島市	松陰 正行	身体的に発育の遅れた生徒に対する指導方針と具体的計画
広島県	和田 匡弘	集団の輪にいられず大きく心が傷ついてしまった生徒に対する指導事例
山口県	藤井 明男	コミュニティ・スクールにおける実践事例（学習支援・地域行事等）
徳島県	濱尾 巧久	学校行事の遠足をサポートし、地域の文化遺産に触れ世界に発信できる子どもの育成
香川県	森 正彦	豊かな感性を育てる活動の実践事例
愛媛県	宮部 隆彦	「黙」を中心とし、生徒の豊かな心を育み、社会に貢献できる有為な人材の育成
高知県	伊藤 正孝	外部機関と連携しての生徒支援の取組
福岡県（小）	田中 和隆	「豊かな心を育む指導」の事例
福岡県（中）	藤 正次	P T C A特別委員会（学力向上委員会）による「朝勉」「朝弁」の取組
佐賀県	西村 孝子	豊かな日本語を身に付け、鳥栖市を愛し次世代を担う鳥栖の子どもの育成
長崎県	元田美智子	外国語に慣れ親しみ積極的にコミュニケーションを図ろうとする児童の育成
熊本県	甲山 敏彦	「新設校美咲野小学校」における「心を育む教育活動」の実践事例
大分県	藤澤 勝美	臼杵市教育委員会「三つのきょう育」（郷・協・響）の取組
宮崎県	前村 賢一	地域の人的・物的歴史等の特性を活かした特色ある学校づくり
鹿児島県	上妻 恵美	ソシオドラマ（寸劇）シナリオの作成と、朝会等での取組

Part
Ⅲ
各都道府県の
ニュース紹介（数団体）

柿の実のあまきもありぬ
柿の実のしふきもありぬ
しふきそううまき

——正岡子規

私たちがみんなで小さい礼儀作法に
気をつけたなら、この人生はもっと
暮らしやすくなる

——チャップリン

- ・地方の会報誌より
- ・双葉の灯を消さないために
- ・今年は「松子（まつみこ）」の年

広報部
部長 村山 忠幸
部員 石田 和男（群馬県）
岩井 昭
岡村 幸夫
永井 洋子
永田 禮二
生涯福祉部 P27に掲載

事例 1 地方の会報誌より

(1) 価値ある生き様と品性

会長 大森 勲

（熊本県退職校長会会報第179号）

「熊本地震」、平成28年4月14日午後9時26分に始まったその大震災は、かつて経験したことのない物的、そして精神的被害を私たちにもたらした。家は壊れ、ライフラインは寸断され、どうやってこれから暮らすのか、人生観さえ変えてしまうようなできごとであった。

多数の会員の方々が、それぞれに厳しい状況に置かれたことであろう。でも、全国各地からの心温まる支援を受けている私たちは、それを励みに、立ち直らなければならない。

そこで、自分は今後どう生きるべきかを考えてみた。

退職後の素晴らしい生き様

周りを見渡すと、退職後に素晴らしい生き方をしている人がたくさんおられる。絵画に書道、音楽に舞踊、さては、農業や工芸、スポーツ……。どなたも生き生きとその道を楽しんでおられる。素敵だな、素晴らしいなとその方々を尊敬と羨望の目で眺めている。「好きは専門を超える」と言うが、まさにその通りである。

「品性とは」

さて、先般発行の「教育評論」通巻558号のテーマは「品格」であった。いろいろな方々の品格論が面白かった。

ところで、品格と品性とは、厳密に言うとは違っても、もしかたないが、新渡戸稲造は、その著書「武士道」で「教育の第一は品性を建つるにあり」と述べている。解釈はそれぞれにお任せするとしても、教育に品性は欠かせないものであるに違いない。

品性の追求

私は、品性とは、自分の価値ある生き様に徹することであると思っている。生き生きとして人生を楽しみ、生きる価値として好きなことの神髄を追及する姿にこそ、品性が宿るものであろう。そういう意味で、前述の先生方には、品性を強く感じる。

己の生き様を振り返って

退職時、思うところあって、世の役に立てるボランティアの仕事をしたいと思った。その手始めに保護司になった。保護司とは罪を犯した人の更正の手助けをする仕事である。その後、知的障害がある人たちのスポーツを通じた社会教育活動として、スペシャルオリンピックスの仕事を手伝えることにした。また、退学や不登校の子供たちを対象にしたフリースクールの理事と講師、そして、校区の社会福祉協議会や自治体の仕事など、いくつかの役職を担っている。

価値ある生き様を追い求めて

世の中には自分の行為に見返りを求めない人や信念に生き抜く品性あふれる方々が数多くおられる。ところが、自分自身の生き様を胸に手を当てて考えてみるとどうであろう。いつも迷いながら、与えられた責務の遂行に徹することができずに、悩んでばかりいる自分の姿が恥ずかしい。加えて、多忙を理由に、目の前の仕事を済む自分が情けない。

今年、私は大学を卒業して50年、退職して12年。元気で暮らせる人生もそんなに長くはあるまい。この後、私の生きる価値は、何なのであろう。品性ある生き方にはほど遠くとも、少なくとも、自分に与えられた役目をやり抜き、納得のできる生き様を求めて暮らしていきたい。会長に就任して早1年になる。その区切りの4

月に「熊本地震」に遭遇し、家も大きく損壊した。ここで、気落ちすることなく、自分なりに強く人生を生き抜き、会長としての責務を果たしたいと思う。

(2) 「日々是発見」

与野市 町田二郎

(埼玉県退職校長会会報第158号)

教職を退いてから始めた畑仕事も、かれこれ7年になる。実家の空き地を借りて、隣で耕す先輩格の方に教えていただきながら時間つぶしの気持ちで始めた野菜作り。今では楽しみの一つとなっている。「楽しみ」というと、生業としている農家の方には大変失礼な表現かもしれないが、家族を養うための過酷な労働でもある農作業は、気が休まり心が豊かになるものである。

先輩に教えていただいた方法を思い出しながら、また、図書館で借りた野菜作りの月刊誌を読みながらの畑仕事で、食生活、自然、生命、人生等々色々なことを学ぶことができた。

夏に向かっての畑。特に草むしりは大変である。掛けたメガネに汗が落ち、「育てる」ことの真の意味を知った。

手塩とは如何なものかとひもとけば

夏の畑に落つる汗思う

野菜は収穫時機を自ら知らせてくれる。ダイコンなどは主人に抜かれるのを、首を長くして待っている。

葉も萎えて巢立ち近づく精白は

青き首してあるじ待ちおり

早朝、草をむしっていたら朝露に濡れた葉の陰に、親子のバツタが休んでいた。邪魔をしないように、そこだけ避けて草むしりをした。

朝露に憩うバツタの親子連れ

青葉に隠れ暫しまどろむ

こんな平和な毎日を送っていた私だが、この

春、生まれて初めて入院した。幸いにも十日ほどで完治したが、夜中に病室で目が覚めると、様々なことが脳裏に浮かんでくる。今は亡き父母のこと、お世話になった恩師の方々、幼い頃の悪戯三昧、そして家族のこと。畑と同様に病室でも、いろいろなものが収穫できた。いつも落ち込んでいる義母でさえ、私を心配して見舞いに飛んでこられるほど元気になった。

見舞い来し米寿の義母の足取りは

我を案じて力を得たり

これからも、元気に体を動かし、新しい発見ができるよう、毎日を大切に過ごしたいと思っている。

(3) 地域に根ざし、できることへの挑戦

筑後市支会 立野和子

(福岡県退職小学校長会会報第109号)

退職して15年、長い自由な時間を過ごしたなと思う。好奇心と興味を感じることに挑戦し、学び続ける楽しさ、地域の方と交流する喜びは、私自身の気力と健康を支える力だと感じている。

退職後まず試みたこと。それは、国民文化祭でふくおかの一環としてサザンクス筑後、市文化公社の企画ミュージカル「彼方へ 流れの彼方へ」に出演したことだ。堀口康彦原作の「千間土居」をもとに矢部川の堤防築造にまつわる人間模様をミュージカルに仕立てたのである。シナリオ、作曲、ダンス振付け、すべて地元の大学や高校の先生が担当し指導された。初体験の世界、週一回の演劇、歌唱、ダンスの指導を受け、個別にボイストレーニングも受けた。若者と共に舞台を走り、ダンスを舞い、歌う。全力で三時間余りの練習だ。

上演の日を迎えた。生オーケストラの奏でる響き、ホタルをイメージした点滅の照明、幕が上がる。練習の成果の発揮。エネルギー爆発のダンス。洪水で何もかも奪われた人々の悲しみ

の歌とダンス。藩を越えた男女の話も入る。小学生から最高齢の私まで108人の仲間が躍動したミュージカル劇である。力いっぱい演じ、観客の拍手に酔った。この舞台に関わった全員、達成感に言葉をなくした。上演から三年後、私はミュージカルのチームから離れた。が、あの仲間との絆、年齢を超えた切磋琢磨の時と並々でない感動を得たことは私の人生の宝であり、励みである。

もう一つ、退職の年に誘われて珍珠童話祭に参加した。そこで、腹話術人形と玉すだれに出会い練習し楽しめるようになった。入院中の母の慰めに人形と病室を訪ねた。そこで腹話術人形と話を始めると、同室の方も「可愛い、おもしろい」と笑顔の表情である。母も笑顔になり安心し、それから折々病室で披露して喜ばれた。

その後は仲間と施設、公民館、お寺等を訪問し、人形や玉すだれで笑いや元気を届け、私自身が楽しめるようにもなった。

人権擁護委員に任命されてからは、啓発の学習に人形を使い、和やかな笑いのある教室を心がけた。学童保育所でのフラワーアレンジメントの指導においても、心豊かな子供の成長を願って、私の持てるものを生かして取り組んだ。

地域の方と公民館で語らい、朝のラジオ体操会参加やグラウンドゴルフへの参加等を通じ、皆で楽しみ喜びあえる地域づくりの一人であり、それらは、私自身の心と体の健康を支えていると感じる。



相棒のりょうちゃん

(4) 教育と教養?のおかげで

鹿角市 佐藤友信

(秋田県退職校長会会報第86号)

退職を三か月後に控えていた大晦日の日、紅白歌合戦の裏番組で「アイアン・シェフ」というのがあり、そこに昔「料理の鉄人」として人気を博した道場六三郎さんが出ていました。道場さんは八十歳を過ぎていましたが、昔とほとんど変わっていませんでした。

アナウンサーが「道場さん、随分お元気ですね。その元気の秘密は何ですか」と訊ねると、道場さんは、「キョウイクとキョウヨウを大事にすることですよ」と答えました。

アナウンサーが「なるほど」とうなずくと、道場さんは笑いながら、「いやなに、キョウイクとは、今日行くところがあるということ、キョウヨウとは、今日用があるということですよ」と言いました。

この言葉は私の中で啓示のように響きました。私は翌日（元日）から「今日行くところはどこか」と「今日の用事は何か」を常に頭に置き、行くところや用事がなければそれを作ってでも実行することにしました。

たったこれだけですが、これはとても効果がありました。どこにでも行けば必ず接する人がいて、コミュニケーションの訓練ができ、どんな小さな用事でも、何度も用をたしているうちに自分の能力になっていきました。

誘いや依頼は自分の能力を伸ばすチャンスかもしれないと、ほとんど断らずにチャレンジしてきました。民話、読み聞かせ、料理などのサークル活動や文化財保護、縄文ナビ、民生児童委員、自治会役員、文筆活動など、何でもやってみると、だんだん面白く上手になり、板についてくるようです。

人にはよく「忙しそうですね」といわれますが、そんな意識はなく、すべての行動の中に、

自分を成長させてくれる要素が見つかって楽しいです。「行動は行動を呼ぶ」といいますが、やりたいことはどんどん増え、歳をとっている暇はなくなっていました。

事例 2 双葉の灯を消さないために

福島県双葉支部 江尻邦夫

双葉支部は、福島県の海岸沿いの中部に位置し、双葉郡8町村で構成されている。2011年3月11日の東日本大震災に伴い、爆発事故を起こした東京電力福島第一原子力発電所はその中の2町、大熊町と双葉町に設置されている。

巨大地震と大津波、そして絶対起こらないとされていた原発事故、この三つの災害により殆どの会員が着の身着のままでの避難を余儀なくされた。当初は会員の3割が1都1府8県に避難し、現在もなお2割の会員が福島県外にお世話になっている。

現在、除染が進み自宅に帰還できた会員は、比較的放射能汚染が少なかったと言われる双葉郡南部の町の3名ほどである。しかし、除染されたのは自宅周辺20メートルの範囲で、周りの山林は除染の対象外である。帰還した会員は「年老いた私達は少々の放射能は我慢するが、若い者の帰還は勧められない。ただ、子や孫との別居は寂しい。」と嘆いている。



双葉郡には、放射能に汚染された廃棄物が、黒いフレコンバックに詰められ、高く積み上げられた仮置場が、住宅から100メートルも離れていないところに、100カ所以上も設置されている。

昨年、その仮置場の近くで竜巻が発生し、あわや直撃されそうだったとか。もしそうなら

いたらと思うと…。

県内外の放射性廃棄物を取り敢えず保管して、30年後には県外に移動するという「中間貯蔵施設」が大熊町と、隣接する双葉町に建設の予定である。全国のどこの自治体が最終的にこの高レベル廃棄物を引き受けてくれるであろうか。ほとんどの住民は中間ではなく「最終処分場になるのでは」と危惧している。

ほとんどの会員の自宅は、地震の被害はあっても外見は何事も無かったように佇んでいる。しかし、放射能に汚染されているが故に住むことができない。しかも、5年9ヶ月も放置された家並みには、道路と住居の区別がつかないほど雑草が生い茂り、猪や猿、熊などの野生動物に荒らされ、簡単には修復できない状態でもある。会員のほとんどが帰還の見通しさえ全く立たない今、「復興」という言葉は福島県の双葉地方には当てはまらず、帰るべき所が放射線に汚染されていて、帰りたくとも帰れないのが現実である。

私たちは、国、電力会社をはじめ、原発に関わる人々の、「安全です」という言葉を「安全神話」のように信じ、洗脳されてきた。それが、一瞬にして完全に裏切られ、住む家は奪われ、故郷の自然が破壊され、人々の絆が分断された。せめてその思いと現実を記録に残すべく、「双葉の灯は消さない！」をテーマに記録集を作ることとしたが、書く気力さえも失った会員からの執筆原稿の集約は困難を極めた。この記憶と記録が、原発事故の悲惨さを後生に語り継ぎ、鳴らされた警鐘に耳を傾け続けるために、少しでも役立ってくれればと私は願っている。

故郷という生きる基盤を失い、帰還の見通しも立っていない双葉支部の復興のために、会員一人ひとりが出来ることは限られている。それぞれの小さな力を結集して、「双葉の灯を消さない！」ようにしていきたいと思っている。

事例 3 今年^{まつみこ}は「松子」の年

長野県飯水支会 岩松義雄

飯水支会は、長野県の最北端、新潟県に接する豪雪地、栄村・飯山市の支会である。地域に根ざした研鑽や実践を積み、ふるさとや学校現場を応援したいとの思いから、研修会を設けている。内容は地域の自然・歴史・文化等に関する実践発表及び外部講師による講演等である。近年は「飯山スキー百年」「栄村の大地震」「千曲川新中央橋の構造」「現代に生きる哲学者・親鸞」等の研修が続いている。

今年^{みず}は天下の奇祭として知られる、飯山市瑞穂^は地区の小菅^{こすげ}集落に伝わる「柱松柴燈神事^{はしらまつさいとうしんじ}」について学んだ。ちょうど今年がその三年目にあたり、ふるさとの祭りとして子どもの頃から接してきた神事を研修内容としてとり上げた。

靈峰小菅山は、古来、山岳信仰の聖地であり、神仏両道の修験道場として栄えてきた。中世には金堂や三重塔も擁し、37の僧坊が建ち並ぶ広壯優美な霊場であった。神事の起源は西暦800年頃と推定され、修験者の験術比べと農民の豊作祈願の行事が融合して祭事として伝承されてきたようである。

神事の中核は、境内に立てた東西二本の大きな柱松に前夜禊をした幼子（松子）を抱いた若衆が駆け登り、火打ち石で尾花に点火する速さを競う。東が勝てば天下太平、西が勝てば五穀豊穰とされるが、なかなか簡単には点火しないので、観衆が沸き立つ神事である。



集落をあげて、仕事も放り出してのお祭のため、深刻な過疎と高齢化の影響で、貴重な神事の継承が年々困難になってきている。従って隣の集落の行事ではあるが、区長や氏子総代という立場もあって、私も何度

か当該神事に参加協力してきている。

一番大変なのは、神事のメインとなる柱松作りである。祭事の一週間前、近隣の集落からの助っ人も含め百人近い男衆が一日かけて作り上げる。近隣の里山から長さ3m余、太さ10cm程度の雑木を鉋や鋸で切り落とし、軽トラックに数台分運んでくる。次に人足を東西二手に分け、それぞれに雑木を太い柱になるように横に積み重ねて、山ブドウの蔓で締め付けて縛る。長老の指導に従い、太さ1m半、高さ4m以上の大きな緑の柱を作って、境内の東西に二本立てる。文字で書くと簡単だが、実際には全て人力で作ったり立てたりするので、大変な力作業になる。七月の暑い陽射しの中、大声を飛ばし合いながら汗だくになって作る。バランス良く作らないと、真っ直ぐに立たないので神経を使う。雑木のなかには漆の木が混じることもあり、敏感な人はかぶれることもある。雑木を縛ったり立てた柱松を四方から支えたりする山ブドウの蔓を調達するのも至難の業である。夕方になってようやく出来上がると、薄暗い講堂に座してねぎらいの酒宴となる。

他にも、楽を奏する伶人、神学の踊り手、神輿の担ぎ手、夜宮の獅子舞と灯籠行列など、顔見知りの人でも初対面の人でも、心を一つにして神事を準備し遂行する。こうして、地域を愛しふるさとを愛する心が育まれ、受け継がれていくのである。

Part
IV

会員の心のメッセージ

大門のいしずゑ苔にうづもれて
七堂伽藍ただ秋の風

——佐々木信綱

天にありては星、地にありては花、
人にありては愛、
この世に美しきものの最たらずや

——高山樗牛

・よみがえる熊本 ・「3・11を忘れない」「双葉の灯を消さない」を合い言葉に

広報部

部長 村山 忠幸
部員 石田 和男 (群馬県)
岩井 昭
岡村 幸夫
永井 洋子
有田 禮二
生涯福祉部 P27に掲載

「よみがえる熊本」

～熊本地震を体験して～

熊本県退職校長会会長 大森 勲

始めに

それは、平成28年4月14日、午後9時26分の全く予想だにできなかった突然のできごとであった。ゴーツという地鳴りに続いて、立ってはいられない強烈な揺れ。家具の倒れる音や瓦が落ちて碎ける音、棚から物が落ちる音にガラスの割れる音。私たちの人生観さえ変えた熊本地震の始まりである。そして、次の夜の午前1時25分、前夜を超えるものすごい地震が再び熊本を襲った。ライフラインは寸断され、熊本は筆舌に尽くしがたい苦痛と甚大な被害を受けた。

以来、今日までの震度1以上の地震は、4161回とマスコミは報じている。難攻不落と謳われた天下の名城「熊本城」も無残に崩れ落ち、世界に名だたる阿蘇山も登山道が寸断され、現在でも迂回路を通っての登山のやむなきに至っている。

また、由緒ある歴史的建造物も、損傷が大きかった。



崩れ落ちた熊本城

被害の概要

11月30日の新聞報道によると、4月14日以降の地震の回数は次の通りである。

4月15日が224回。16日が1,223回。17日は365回。18日は224回でそれ以降、次第に発生回数は減少し、今では1日数回となって収束も遠くないと思われる。しかし、時折、震度3や4の揺れが襲い、気は休まらない。

これまでの震度1以上の地震は、震度7が2回、6が5回、5が17回、4が116回、3が403回、2が1,132回、1が2,486回と新聞は報じている。

4月14日と15日の地震発生の時間帯の関係から、人的被害は奇跡的に少なかった。

死亡50人、関連死88人、負傷者2,570人。関連死の中のお一人は、本会の会員でありご冥福を祈る。

住宅被害は178,255棟で、現在も仮設住宅やみなし住宅での生活のやむなきに至っている人も多い。飛行機で熊本空港に着陸するときには、熊本市と益城町の上空を飛ぶが、まるで海の上を見るように屋根にはブルーシートが掛けられていて、被害の広さと大きさをうかがい知ることができる。



震災前の熊本城

学校の被害（熊本市）

熊本市とその周辺の学校には、大きく損傷した施設も多く、また、ほとんどの学校が避難所となったこともあり、教育への影響も計り知れないものがある。また、卒業式に体育館が使えないというような学校もあり、施設設備の復旧にも相当な時間と経費を要する。

熊本市の学校は、4月14日の地震発生から、小学校95校、中学校42校、市立高校2校のすべてに避難所が開設され、教職員の夜間配置によって、終日、避難者への対応が行われた。教職員は、昼夜3交代で勤務し、支援物資の配布やトイレ等の管理にあたった。水道が復旧しない学校での衛生的環境の維持管理には、苦勞があったと聞いている。

学校の避難所開設と教職員の対応がなければ、この難局は乗り切れなかったと言っても過言ではない。地域から学校への感謝もたくさん寄せられているようである。

ただ、学校の施設や教材教具の損傷も激しく、全ての学校・園が授業を再開できたのは、実に5月10日のことであった。学校給食の再開にも相当の時間が必要であった。

また、児童生徒の心のケアも必要で、全中学校区にカウンセラーが配置され、すべての児童生徒が相談できる体制も取られた。中には、未だに入浴が怖いとか、夜の暗がりや怖いと訴える児童もいるやに聞いている。



復元を待つ全壊したジェーンズ旧居

観光地の被害

この熊本地震で大きな被害を受けたのは、震源地の上の益城郡益城町とその周辺の熊本市、それに阿蘇郡市が中心である。従って、明治の教育文化に大きな影響を与えた水前寺のジェーンズ旧居等、歴史的建造物の損傷が観光の痛手である。

また、なんと言っても築400年を誇る天下の名城「熊本城」の損壊が悲しい。町の中心からも見える熊本城は石垣が崩れ、多くの櫓は崩落し、かつての豪壮なその勇姿を見ることはできない。阿蘇の外輪山にも無残な土砂崩れの亀裂が走り、痛々しい姿をさらしている。熊本城と阿蘇山はいずれも熊本のシンボルであり、これに勝る観光資源はない。

しかし、熊本城は、再建の方途も示され、阿蘇山も道路の復旧工事が進められている。熊本県には、そのほかにも隠れキリシタンの島として世界遺産を目指す天草を始め、歴史的遺産も多い。復興途上にある現在の熊本を訪問いただき、よみがえる熊本の息吹に触れていただくのも、またいい人生経験になるのではあるまいか。

最後に

この一連の地震による被害はこのように大きかったが、私たちを支えてくれたのは、全国から寄せられた人的・物的な支援や温かい励ましの言葉であった。その、温かい励ましに応え、熊本の復興への槌音と元気な子ども達の声は、今日も澄み切った秋空に響いている。

熊本のシンボル熊本城が完全に元の姿を取り戻すにはおよそ20年の年月が必要とされるが、歴史と文化を誇る文教の地熊本は、皆様のお越しをお待ちしている。一連の熊本地震の収束宣言が発表される日もまもなくのことであろう。

私たち熊本県退職校長会も、関係団体と力を合わせ、本県の教育・文化の復旧・復興に力を注ぎたいと決心している。

「3・11を忘れない」・

「双葉の灯を消さない」を合い言葉に 福島県公立学校退職校長会 事務局長 佐藤俊市郎

1 はじめに

平成23（2011）年3月11日に岩手・宮城・福島の3県を襲った東日本大震災。そして、それに起因した巨大津波による東京電力福島第一原子力発電所の爆発事故（以後原発事故）が福島県の浜通りを中心に中通りを含めて、放射線による未曾有の汚染被害をもたらした。

5年9ヶ月余を経た現在において、原子力発電所（以後原発）周辺の12市町村に設定された避難区域は全体の3分の2まで縮小されたが、未だに43,646人の県民が47都道府県の1,200市町村での避難生活を余儀なくされている。中でも特に私達福島県公立学校退職校長会の双葉支部8町村に住む会員は、80%が県内に20%が県外にと全員避難したままで自宅に戻れない生活を強いられている。

この大災害に際して、全連退をはじめ47都道府県の退職校長会の皆様方から温かい御支援のお言葉や励まし、義援金等が寄せられた。また、全国で避難生活を送っている会員に対してのご理解・ご支援に対し、改めてお礼と感謝を申し上げます。

しかし、全国の原因事故に係る風聞を耳にすると、「原因事故の恐ろしさ、その復旧復興に要する労力・費用・時間等の大変さなど」について、全国的に伝わってはいないことが改めて思い知らされている。

このようなときに、全連退本部より情報発信の機会を与えて頂いた。「3・11を忘れない」「双葉の灯を消さない」を合い言葉に、以下本会及び本県の現状を発信したいと思う。

2 本会及び本県の現状

(1)本会の支援策について

① 被災会員会費免除措置

平成23年5月より県会費の免除措置をするとともに、全連退会費についても免除申請を行い認められ、年度ごとの措置として現在に至っている。

〈平成28年度：被災会員会費免除 128人〉

なお、5年を経て免除会員から「国からの支援等により自立の道を探る」との動き等も勘案してこの支援策について今後検討をする予定である。

② ワンコイン・サポート事業

平成25年4月から「双葉の灯を消さない」を合い言葉に、会員全員から任意でワンコイン（500円）を募金し、被災支部及び学校を支援する事業を5年を目途に行っている。

なお、これについても会費免除措置と同様に今後検討をする予定である。

〈平成28年度支援先〉

- 双葉支部 70万円
- 相馬支部 10万円
- いわき支部 10万円
- ふたば未来学園高等学校 10万円

(2)本県の現状

① 福島県の人口

・平成28年11月1日現在県推計

189万9,486人

・平成22年10月1日現在県推計

191万4,039人

6年間で1万4,553人の減少。

これは原因事故による避難と、少子高齢化の進行が原因とみられる。特に、原因事故による避難の影響が大きい。

- ② 被災地の学校について
- 小・中学校では、37校が臨時校舎や仮設校舎等で授業を行う状況である。
 - 県立高校5校では、県内に設けられたサテライト校で授業を行ってきたが、平成27年度から生徒募集停止措置が採られ、平成29年度からは休校措置が採られることになっている。
 - 汚染土の搬出
各学校に保管されている校庭等の汚染土（5～50cm程剥ぎ取った表土）の中間貯蔵施設への運び出しは、今年の7月2日にいわき市立赤井中学校を皮切りに開始されたが、施設が未だ完全に整備されておらず、搬出には相当の時間を要するものと思われる。
 - 放射線教育の実施
県内の各学校では、発達段階に応じた内容を各学年2～5時間ほど、教科・総合的な学習の時間等を教育課程に位置付けて実施している。国・県等で作成された資料を用いて実施しているが、やや形骸化しているとの風聞がある。今後とも本質的な内容や時系列的な内容などより工夫された取り組みが求められる。
- ③ 県全体での事故処理経費について
- 従来の想定額 約11兆円
 - ・賠償 約5兆4千億円
 - ・除染 約2兆5千億円
 - ・中間貯蔵施設 約1兆1千億円
 - ・廃炉 約2兆円
 - 新たな試算額 約19兆1千億円
 - ・賠償 約8兆円
 - ・除染 約5兆円
 - ・中間貯蔵施設 約1兆1千億円
 - ・廃炉 約5兆円

経済産業省が改めて試算したところ、従来

想定した事故処理費用について約2倍の20兆円超となることがこの11月28日に判明したと報道された。

3 今後に向けて

「3・11を忘れない」「双葉の灯を消さない」ということは、日本で初めて起こった原発事故災害について、日本各地に設けられている原子力発電所（現在はほぼ停止されている）のうち万が一再び事故が発生した場合、発生したその地域や周辺の人々は、私達福島県民が味わっている予想を遙かに超えた苦渋を一瞬のうちに被ることを忘れてはいけないという戒めである。

さらに、日本人の素晴らしい特性のうち、「困難に負けず、根気強く対処する」「公助・共助そして自助の精神」等をもって、何事にも力を合わせ対処すべし、という日本人のよさを喚起させる言葉でもある。

ただこの頃、世界を席卷しているポピュリズム（大衆迎合主義）の横行により、あれ程「他人に寄り添い努める」という崇高な精神力・活動力を有している日本人にも、「のど元過ぎば熱さ忘れる」「思いやりの心」などを捨て去った感のある言動が多く見られてきているのも事実であり、諸所で嫌な想いをしてきた。

私達福島県公立学校退職校長会の会員一同は、これらの言葉をこのように捉え、人生の無常な辛酸を味わっている双葉支部の会員を心から支援に努め、彼らの人生が元気に楽しく過ごせるよう願っている。

おわりに、全連退に所属する会員の皆様にご理解・ご支援を感謝を申し上げるとともに、今こそ日本のエネルギー問題（原子力発電も含め）・自然災害・日本の教育等総合的に想いを巡らし、何事も自らのことと考え発言する時かと思っている。

教職のはじまりは学童集団疎開

東京都退職校長会 安元百合子

昭和20年3月に東京第一師範学校女子部を卒業した私は、4月5日に辞令の公布を受け、その足で任地の大森区東調布第二国民学校（現大田区立田園調布小学校）に行った。学校は前夜に受けた空襲で爆弾が直撃し、校舎の半分が破壊され惨憺たる状態で警防団員が出入りしていた。

前年に実施された学童集団疎開で学校は実質的には閉鎖されて、児童も教員も不在で日直の教員が一人ぼつんと職員室にいただけであった。着任の新卒は疎開地勤務と既に決められており、一週間後に出発で疎開地は富山県と告げられた。

学童疎開は戦局の悪化に伴い、昭和19年6月30日に閣議決定された「学童疎開促進要綱」に基づいて実施され、防空の足手まといをなくして防空体制を強化すること、若い生命を守り次代の戦力を育てることを目的としていた。国民学校初等科3年以上の児童で縁故疎開のできない児童の参加が勧められた。

出発

出発当日の夕方、住所、氏名、血液型を書いた名札を胸に縫いつけ、防空頭巾を肩にかけた児童が保護者に伴われて校庭に集合し壮行会が行われた。初対面の児童は昨年疎開ができなかった病弱や夜尿の高学年児と1、2年の児童で約30名、引率者は中堅の男子教員2名と新卒女教員の私と寮母2名だった。

夜行臨時列車に乗り北陸線の高岡駅で城端線に乗り換え、高岡から3駅目の小駅「戸出」に着いたのは翌日の昼ごろで、そこから学寮「願性寺」まで約3キロの道をぞろぞろ歩いた。道の両側には菜の花が咲いていた。

願性寺は真言宗大谷派の名刹で広い境内の周囲は屋敷林で囲まれ鐘楼もあった。私達はその本堂を借りて児童が生活し、他に食堂、職員用、寮母用の部屋、炊事場など寺の庫裡以外の殆どを借用した。

疎开学寮での生活

起床、布団片付け、部屋の整頓、朝食、登校という流れで一日が始まる。

ある朝、夜尿のために一次疎開に行けなかった6年生のA子が、失敗した布団を押し入れに入れるのを見た私はそっと日に干しておいた。その後も注意して見ていたが、その後は夜尿は無かった。親と離れて緊張しているためかと思った。

朝食は長机を二列にずらっと並べた食卓に向かい合って座り、私達教員も児童と並んで一緒に食べる。富山県は米どころではあるが、当時は米その他食料はすべて配給であったから育ち盛りの子供は腹一杯になる筈もなかった。しかし、地元の人々は気を使ってくれ何かあると豆入りの餅をついて届けてくれた。豆を入れるのは米の節約のためと聞いたがとても有難かった。学寮の台所からの下水に一粒でも米が流れていると、疎開の者は米を粗末にすると言われると、寮母は大変気を使って炊事をしていたようである。

副食の補いもかねて何度か児童と一緒に摘み草に行った。田の畔でノビルやツクシやヨモギを摘んだりタニシもとった。春の日を浴びて私と並んで摘む子もいれば、草原に寝転ぶ子、蝶を追う子もいてのどかなひと時であった。秋にはイナゴもとり、佃煮にして食卓に出された。

児童の発病

毎朝、検温をするなどの健康管理はしなかったが無事に一月ほど過ぎた頃、2年生のS子が高熱をだし激しい下痢をした。寮母は食物を扱うからと私が看病することになった。本堂の裏に残っていた雪で頭を冷やし続けたが、熱は下がらず下痢も止まらない。

戸出駅の近くの医者診断は赤痢とのことで急ぎ入院することになった。S子の布団は熱と下痢で使い物にならないので、私の敷布団を提供し戸板に乗せて医師の家まで運んだ。地元の

方も担うのを手伝ってくれ「布団は屋根に上げて晴れの日に晒せば消毒される」と教えてくれた。入院した部屋は6畳くらいの畳の部屋で医師はすぐ点滴をしてくれた。学寮長が病室に残り私はいったん学寮に帰ったが、学寮に着くと玄関に入って直ぐの部屋に10人以上の児童が枕を並べて寝ているではないか。もしや感染ではと不安になり、各人の熱と症状を一覧表にして、すぐさま医院に引き返した。医師も学寮長も驚き医師はすぐ学寮に私と一緒に来てくれた。診察の結果は赤痢ではなかったので、一同ほっと胸をなでおろした。S子の家には電報を打ってあったが入院した次の日には母親が東京の田園調布から駆けつけてきた。当時は乗車券の入手は非常に困難な時代であったから、この早い到着にはびっくりした。よい伝があったのかもしれないが、やはり親の愛情のなせる業であろうと心うたれた。

再疎開

6月になって昨年、浜松に疎開していた第一次疎開児童が富山に再疎開してくるようになった。浜松は空襲や機銃掃射の危険があるためと聞いた。願性寺にいた私たちは福岡町の長安寺に移動した。浜松組は願性寺と福岡町の林照寺と妙寿寺の三つの寺に入り、願性寺が本部となった。

月に一度の職員会議には各学寮の教職員が願性寺に集まり、校長を中心にして打ち合わせをした。だが長安寺から願性寺まではかなりの距離がある。学寮に1台だけあった自転車で行くことになり、学寮長が漕ぐ自転車の荷台に私は乗せて貰って往復した。途中、小川に添った道を走っていると、青い光が叢から飛びたち夢のように闇に舞い飛ぶ。生まれてはじめてホタルを見た私は嬉しかった。

学校教育

児童は地元の学校に受け入れてもらい、各クラスに混じって授業を受けた。私たち教員は児

童を引率して登校したのちは職員室で事務や雑務をした。お茶くみもしたし、校庭の一部を耕して畑にして、じゃがいもやさつまいもを地元の教員と一緒に植えたこともあった。職員会議には参加したが、学寮長は「こんな状態では、新卒時代に覚えなければならない基礎を知ることができないね」と心配してくれた。

私は心の中でひそかに、児童と寝食をともにする生活環境は、教育上もっとも理想的なものであるのに、それを活かすことができない自分の非力を不甲斐なく思っていた。

終戦、帰京

富山市が空襲を受けた夜は、空が真っ赤に焼けるのを遠く眺めた。そして8月15日、終戦の詔勅を宿舎で聞いた。その後、2階の自室の窓から田んぼのイネを眺めながら、ぐっと涙がにじむのを押さえられなかった。

子供たちはお腹をすかせながらも耐えている。1年生のT子は広い本堂の片隅で自分の行李をひろげて、黙って衣類を出したり入れたりを繰り返して淋しさをこらえている。D姉弟は階段に寄り添って坐りこんでいる。学寮の隣の役場のほうに向って「お腹がすいたよ」と大声をあげる子もいる。昭和19年10月頃から父母の面会は他の児童への影響を考慮して禁止となり、手紙のやりとりもとめられていた。富山は9月になると、ぐっと秋めき陽射しが恋しくなる。本堂のあけた扉から斜めに射しこむ陽射しの中に子供たちは斜めに並んで陽を浴びている。シラミをとる子もいる。

戦争は終わったものの何時帰京できるか不明である。栄養不足で痩せ細ったこの子たちは厳しい冬を無事に越すことができるだろうかと心配であった。幸い昭和20年11月3日の夜行で帰ることに決まり、戸出駅前で地元の方に送られ、深くお礼を述べて疎開地に別れをつげた。一人も欠けることなく無事に親元に届けられたのは何よりの幸せであった。

戦争と平和

～二つの時代に生きて～

岡山県退職校長会 三戸信子

日本三名園の一つである、岡山市の後樂園も紅葉が深まり、後樂園・岡山城をライトアップする「秋の幻想庭園」「秋の烏城灯源郷」の会期が、終わりに近づいている。

この辺りを訪れる外国人は年毎に増加している。街角の案内板の前で話し合ったり、市民と話し合ったりしているリュック姿も多い。

岡山城は、昭和20年6月29日未明、B29の飛来により9万5千発の焼夷弾が投下され、岡山駅周辺から岡山市一帯が一望できるほどの焼野原となった。

後楽園内のすぐれた第一の建物である延養亭、その附属として使われていた鶴鳴館、町方の人たちも共に鑑賞したと伝えられている能舞台も、すべて炎上している。再建は、昭和32年12月から始まり、昭和60年代まで続く。

岡山城は、昭和41年11月3日に再建し、今年、再建50周年を迎えている。

岡山市立図書館は創立百周年、十周年を迎えたおかやま国際音楽祭、岡山芸術交流2016では、16か国31組のアーティストの作品が街中に登場。

又、「おかやまマラソン2016」には、県外からの参加者も多く、16,000人のランナーが岡山の街を駆け抜けた。

戦後71年目を迎え、見事に復興した岡山市で、菊晴れの好季節、このような催しが行われていることに「平和な暮らしの中でこそ」というしみじみとした思いが広がる。

◆戦時中の学生たち学徒勤労動員へ

ここで、かつて若者たちが、それぞれに抱いていた夢と希望を、皆、心の底にひっそりとしまい込んで生きた時代の、学生生活の一部を取り上げて述べてみたい。

1944年（昭和19年）旧制高等女学校である県立第一岡山高女三年に進級した私たちは、六月初旬、担任から「田植えの時期になったので、農家へ出向き田植えをする」と聞かされた。農村へ出向くのは、各家の父親の多くは応召されて戦地へ赴き、人手不足になっていたため、人手不足を補うための勤労働員であった。

六月は梅雨の季節、垂れ込めた曇り空の下で水田に入り、農家の老人の方々やお嫁さんらしい方々から、苗の持ち方や植え方を実演して見せて頂いた。私たちは、おぼつかない手つきで、一枚の田に苗を植え終わるまで、皆黙々と植えていった。

昼食は、白米の大きなおにぎりを二つずつ頂いた。当時、食料は僅かな量が配給されていたので、私たちにとっては大御馳走であり、一粒一粒のおいしさを噛みしめて味わった。私は、五歳年下の弟に食べさせたかったので、一つは大事に持ち帰った。

麦秋を迎えると陽差しは強くなり、実った固い麦の穂が顔を刺し、麦刈りも難儀であった。稲刈りも麦刈りと同様腰をかがめての作業は続いた。刈り終わった稲を藁で束ねるときは、手のひらすべてを使い、力を入れてまとめないとすぐにほどけてしまう。コツをのみ込むまで、かなりの回数を重ねたように覚えている。農家の方々は、とても感謝して下さり私たちは心から恐縮して帰路に着いた。

一学年5クラスのうち、クラスによっては、市街地からずっと離れたところに建てられていた兵器廠の中につくられている被服工場へ行った。海軍の軍服のボタン付けの勤労奉仕であった。

県は、食料不足が加速する中で、河川敷や荒地、山肌などの休閑地を開墾するよう命じた。大勢の中学生・女学生が鋤を振るって厳しい開墾の奉仕を続けた。岡山市の小学校の高学年の

子供たちまでが、草地の開墾に汗を流している当時の写真が残されている。

ところが、戦争の状況は不利になり、政府は、人手不足が進む中「農産物の増産から戦力の直接増強へ」と転換を図り、学徒の勤労働員先を軍需工場へ転換した。私たちの上級生は、すでに軍需工場で働いていた。友人の姉の話によれば、倉紡倉敷工場で飛行機の部品を作っていたそうである。毎日、始業と共に、鑿たがねという金属切断や破碎に使う鋼鉄製の重いのみを扱って、的のようなところに打ちおろすという練習を一定時間課せられてから、それぞれの役割に分かれていくとのこと。打ちおろし損なうと傷つくこともあり過酷な勤労働員であったと聞いている。

第一岡山中学校は、耐火煉瓦の生産に従事する奉仕に、倉敷万寿航空機製作所では、部品の製造や組み立てのために動員されている。

昭和19年、県下の動員先の工場は56か所、出勤した生徒の数はおよそ37,000人にのぼったという。県下最大の軍需工場だった三菱重工業水島航空機製作所と三井造船玉造船所には5,000人を超える男子生徒が動員されていた。

◆1945年（昭和20年）軍需強化と学徒

昭和20年4月から、四年生に進級した私たちは、紡績工場と貯金局の二カ所に分かれての動員となった。貯金局では算盤を使って計算することばかりで、何の数字なのか何のための計算なのかについて説明はなかった。

紡績工場での仕事は、一人に一台の長い糸繰り用の機械を受け持たされ、糸繰りがミスなく進んでいくよう、何十本もの糸の動きを確かめながら、注意深く調整に当たり、とてもつらかったと同級生は述懐している。

昼食は、大豆・高粱の中にほんの少量の米が入った主食と、さつまいもの葉と茎だけを煮た

副食が出され、それが毎日続いた。

これらの動員の間を縫って、時折の授業では、心の底でひそんでいた夢や希望がふっと浮かぶ折もあったが、戦時下、私たちに、明るい朝はなかった。

◆心して生きる

戦後71年を迎えている今日、各分野で、さまざまな取り組みがなされ成果を挙げられている。

平成28年11月下旬には、ものづくりの現場などで働く若者が技術を競う「第54回技能五輪全国大会」が、山形県で開催されている。この大会では23歳以下の各都道府県代表1,318人が41の部門でその腕を競っている。1人は「とび部門」で金賞、2人が「造園部門」で入賞、1人は「配管部門」で敢闘賞を受賞している。日々の現場で、優れた技を目指して積み上げていかれた若者の熱意と努力に心打たれた。

又、来年開催される「国際科学オリンピック」「国際物理オリンピック」に、岡山市の高校二年生3人が、候補として選出された。一人一人が、高校生活を通して、地道な取り組みを積み上げていかれている。充実の日々が浮かぶようで心づよく思った。

本年、ノーベル医学生理学賞を受賞された東京工業大の大隈良典栄誉教授は、「興味を持つ分野で、最初に抱いた素朴な疑問を追及してほしい。」と述べておられる。

日本にとって、今年も、この受賞は、とても深い大きな喜びであり、若い方への確かな指針を示していただいているように思える。

戦後の平和な歳月が流れる中で、それぞれの立場に立ち「平和が産み出している正の部分」がさらに広がっていくよう心から願うこの頃である。戦争で失われた多くの尊い命を偲びつつ。

編集後記

阿川弘之氏の『大人の見識』という著書があります。そのブックカバーに、

軽躁なる日本人へと題して、

• 急ぎの用はゆっくりと • 理詰めで人を責めるな • 静かに過ごすことを習え

と言う言葉が載せられています。

日本人の性格がどうも軽躁であると見抜いた武田信玄は、その遺訓の中で、「主将の陥りやすき三大失観」として、一つ、分別のあるものを悪人とみること 二つ、遠慮のあるものを臆病とみること 三つ、軽躁なるものを勇豪とみることと本文の中で載せています。

本棚に埋もれていた本ですが、ひっぱりだして読んでいる内に、最近話題になっているアメリカのトランプ大統領を思い浮かべてしまいました。

全国連合退職校長会の『年間紀要』28年度版は、戸張敦雄会長の「はじめに」の言葉にもあるように、従来のものに新企画として、PartⅣ 会員の心のメッセージを掲載致しました。

会員お一人一人の皆様も、様々に充実した人生を過ごされてこられたことと思います。あの東日本大震災からもうすぐ6年になろうとしています。しかし未だに課題が山積し、解決のめどが見えません。それでも、人々は支え合いながら一歩一歩力強く歩んでいます。

熊本大地震、鳥取地震等の天災地変は、何時、どこで何が起こるか予測することが難しいときに、何よりも大切なのは、人々の心を結ぶ“絆”だと思えます。よく人は一人では生きていけないと言われますが、正にそれを象徴する言葉です。

本会の『年間紀要』は、年4回発行の全連退会報と並んで、全国連合退職校長会の主要な事業や政府、各種団体への要望事項、各部会・委員会の年間研究の成果等を会員お一人一人のお手許までお届けする役割を担っています。その意味では、会員各自と本会の心を繋ぐ“絆”の役割と言っても過言ではありません。

皆様に、この『年間紀要』を通して、全国連合退職校長会の組織や活動の成果の一端をご覧頂き、本会会員としての“絆”の意識を深めていただけたらと願っています。

会員の皆様がこの『年間紀要』をお手にとってご覧になるときに、主要な事業や研究活動の紹介だけでなく、皆様お一人一人が心を和まし、記事の内容に共感出来たなら、もっとこの『年間紀要』に愛着を抱いて頂けるのではと勘案した次第です。

新規プランの企画として、会員の趣味、生き甲斐、旅行企画、信条等の心の機微に触れるプランを設定し、会員相互の“絆”を深めるように致しました。

今回の内容については、熊本大地震や東日本大震災の有様を会員の立場から語って頂くとともに、世界で未だに収束しない悲惨な戦災の出来事が目立つ世相に、かつて私たちが体験した出来事も追加して頂けたらと願ったものです。

平成28年度 年間紀要

発 行 平成29年3月31日

発行所 東京都品川区東五反田5-21-13-308

〒141-0022 全国連合退職校長会

電話・FAX 03(3441)8768

E-mail : info@zenrentai.org

代 表 戸張 敦雄

印刷／株式会社 信行社 電話／03(3833)3621